

梅が香を 皓  
 恨むべき 惠皓  
 嬉しさは 惠大  
 有漏の身の 葛  
 有漏の身は(上とちぎらむ) 飲  
 有漏の身は(やとりさりけむ) 惠大  
 老の身は 惠  
 おきふしに 皓  
 おきふしも 草  
 奥山に(捨てゝこそ) 葛  
 おくやまに(捨てし身の) 飲  
 おく山に(すてられし) 惠大

おさめおく 拾  
 落そふる 惠  
 鬼神も(袖かわくらん) 大  
 鬼神も(袂やかはく) 皓雙  
 おのが名は 皓  
 大君の(法の内の人々) 惠大  
 大君の(みちのひとすぢ) 飲葛  
 大空の 皓  
 大空は 皓  
 大道は(己が) 惠大  
 大道は(もとの) 飲葛  
 面影を(思ひ) 飲葛  
 面影を(道守り) 惠

思ひける 惠  
 思出て遠や 惠大  
 思ひ出て都の 惠大  
 思ひ見よ 惠  
 おもふげに八嶋 皓  
 おもふげにやみ 惠皓葛増拾  
 おもふべき 拾  
 思へたど(まごひ) 飲葛  
 おろかさは身を 皓雙  
 おろかさは世の 皓  
 おろかさよ 葛  
 おろかにも 飲

かゝげては 皓  
 かきくもり 飲  
 かぎりしらぬ 拾  
 かくまでは(庭の月かけ) 草惠大皓拾  
 かくまでは(峰のしら雲) 拾  
 過去はげに 惠  
 霞わたる梢に 拾  
 かすみわたる浪間 惠  
 風たてる 惠  
 葛城は餘所の 惠大  
 葛城は己が住家の 大  
 かつらぎはをのが時雨の 雙増  
 かつらぎやをのが時雨の 葛

かつらぎや雲ゐる	惠大葛増	神代よりたがはぬ	皓
かつらぎや餘所の	飲葛	神代よりふりつむ	皓
門の戸を	雙	蚊やり火も	惠
鐘の音も	拾	枯残る(いとゞさむけき)	惠大拾
彼國の(名こそ)	惠大皓	枯残る(色のさむけき)	飲
彼國の(名をや)	飲	枯残る(冬ぞさむけき)	雙
歸り來て	惠大	キ	
歸り來ぬ	飲葛	絹にうつす	皓
神垣や(ほどあれや)	飲	君のめぐみ	雙
神垣や(ほどもげに)	草拾	消やらぬ	雙
神垣や(ほどもまた)	惠大	霧はれて	皓
神風は	皓	木も草も	大
神やしる	雙	きる絹は	拾

ケ

火宅とは	惠皓	くりかへし見れども	葛
草か木か	惠	くりかへし見るに	惠大
草ふかみ	惠大	ケ	
草も木もおのが姿のありふりて	草惠大雙	解脱とは(生れ來る)	惠
草も木も己が姿と聞げに	拾	解脱とは(おひ出來る)	皓
草も木もげに	惠葛増	今日もはや	皓
草も木も袂も	飲	コ	
國の風	惠皓	木がらしの	飲惠大葛
九年まちし	惠	こゝぞげに	皓
雲を攀	皓雙	九年	皓
くりかへしながくも	惠大	心ある人の	惠大
くりかへし見るとも	飲	心ある人も	飲葛
		こゝろとも(とは)	飲葛

こゝろとも(どや)

草惠大皓

木末には

惠

事にふれてふみたがふなよ武士は

飲

事にふれてふみたがふなよ武士の

葛

事にふれてふみもたがえじ

草

ことにふれてふみもたがへじ

大惠

言の葉はいかに

草

言の葉は松の

惠皓

言の葉も

草惠大

ことほりは

増

ことほりよ

惠

このごろはいたづら

大

此頃は諸一切種

葛増

飲惠大皓葛拾

此頃はみねの

拾

此法は

惠拾

木葉ちる(身のよわい)

増

この葉ちる(我よはい)

飲惠大

此世には

皓雙

此わろが(かつて藏さぬ)

惠

此わろが(未生已前の)

大拾

此わろの(面目はいかにと)

飲葛

此わろは

皓

こりつみて(あとのなげきを)

飲葛

こりつみて(夜半のなげきを)

草惠大

是に習へ

惠大

これもその

拾

これもまた

草

これやこの(なりけり)

草惠大

これやこの(なりけれ)

皓

金波羅花うけいよ

雙

金波羅花うけえし

雙

金波羅花うけえぬ

雙

サ

さかふなよ

惠大

さゞ浪は

皓雙

さゞれ石の

飲惠大

坐禪する

雙増

里もげに

皓

悟とはいかなる(いふやらむ) 飲惠大

悟とはいかなる(いふならむ) 葛

さとりとは誰が 雙

さりてふ 拾

さなきだに 飲

五月雨に 雙

さめてのち 草

小夜ふくる 皓

さらに又 増

さらぬだに 葛

シ

色身は(うかりけり) 飲

色身は(有なりけり) 葛

したふにも 惠皓  
 しづかなり 飲葛  
 しづのおが 惠  
 しばしこの(絶えしと思ふ内に)葛  
 しばしこの(絶ゆやと聞がうちに)飲  
 しばしとて 増  
 柴の戸をかれなく 飲  
 柴の戸をかれなで 惠大  
 柴の戸のさしこもりてし 飲  
 柴の戸をさして(しらねども) 草  
 柴の戸をさして(わかねども) 皓拾  
 鹽かよふ 拾  
 しめゆひし法のちざりを 惠大

しめゆひし法のちざりや 飲葛  
 寂靜は 惠  
 娑婆に居て(ける) 飲惠大  
 生死海に慈悲の 雙  
 性鈍の(可して) 皓  
 性鈍の(可字も) 惠  
 白雲か 皓  
 白雲と 惠雙  
 白雲よ 皓大  
 白玉は 惠  
 白妙の 惠大  
 ス  
 すゞしさは(ありしながらの) 皓

すゞしさは(しる人もがな) 拾  
 鈴の音や 惠  
 捨おきし(しむるなでしこ) 惠大  
 すておきし(なでしこの花) 飲葛  
 すめば見ゆ 拾  
 すゑの世と 拾

セ  
 せめて世に 飲惠大葛  
 禪定はあられ 草  
 禪定はおち葉 惠大  
 禪定は修する(園につくむ水野) 飲惠大葛  
 禪定は修する(園に邊につくむ水野) 草  
 禪定は修する(園に邊につくむ水野) 草皓  
 先佛は 皓

リ  
 そのかみに 葛増  
 そま人の 皓  
 そらにすむ 惠皓  
 タ  
 たがためにかきこし 大  
 誰がためにわけこし 拾  
 たがひなき 皓  
 たがふなよ 惠皓  
 たきゞとも(あだし心を) 草惠  
 たきゞとも(あだし心に) 大  
 瀧の音に 草惠大  
 たち歸りいつか(繰かへし) 飲



つたへさく 大  
 傳へこし 惠大  
 つたへてぞ 皓  
 傳へては千代も 雙  
 傳へては露も(うつして世々に) 雙  
 傳へては露も(うつしおくてふ) 雙  
 傳へては八洲の(山の端の月) 葛  
 傳へては八嶋の(山の月影) 増  
 つたへては遠山鳥の 拾  
 つゞりさして(たねとなす) 飲惠大葛  
 妻木こる 皓  
 積りこし 皓  
 露の野邊 惠皓

露の身をおきてこそ 飲葛  
 露の身をおきそめて 惠大  
 露ばかり(しづくも) 草拾  
 露ばかり(御法の) 増  
 テ  
 てにふれて 皓  
 手に持ちし 惠  
 てらす日は 皓  
 手を垂て 皓雙  
 ト  
 とかばとけ 葛  
 時しらぬ 惠  
 時しわかす 惠皓

時の間に

とけばとけ結ば(うけにし) 惠大  
 とけばとけ結ば(かけえし法の) 飲  
 とけばとけむすべ 草  
 とことはに折たく(葛城の雲) 大  
 とことはに折たく(身の内にして) 惠皓  
 とことはに榮久しき 惠皓  
 常世なみ 皓雙  
 年月の(みな人の) 飲  
 年月の(もろ人の) 草惠大  
 歲月は幾代をまたん 雙  
 年月は身の(姿かよ) 皓増  
 年月は身の(姿にて) 惠

年月を

年のおもふことぞ悔しき 惠大  
 年のおもふことぞはづかし 飲  
 とゞめおく 増  
 とひも看よ 草大雙  
 十の道 惠皓  
 とふ人も嵐の庭か 飲  
 問ふ人も嵐の庭に 惠大  
 問ふ人もあらぬ 惠大  
 ナ  
 ながめやり 惠大  
 なき跡と 皓  
 鳴うづら 雙

なげくなよ 飲惠大  
 なつぞらの 皓  
 夏の日の長き友とや 雙  
 夏の日の長きを忍ぶ 皓  
 何事もおもへば(思はざりけり) 惠大  
 何事もおもへば(世をや過さん) 飲  
 何事もなきを 皓  
 何事も人なみならぬ(あれど) 草  
 何事も人なみならぬ(あらば) 惠大  
 何事を君が 惠大  
 何事をなす 惠  
 南無大悲ありし 皓  
 南無大悲これや 皓拾

ならべおく 惠大  
 なれく／＼て 雙  
 二  
 濁りなき心の海の 皓  
 にごりなき心をそれと 拾  
 西え行 雙  
 西東(秋つさ) 草  
 西東(秋津洲) 草惠大  
 庭の面に(みどりぞ) 惠  
 庭の面に(みどりを) 皓  
 尼連河や 草  
 不  
 ねがはくはあら人神の 惠大

ねがはくはあら人神もしろしませ 葛  
 ねがはくはあら人神もしろしめせ 飲

軒ちかく 飲葛  
 のこしおく 皓  
 のせ来る 雙  
 後の世も 葛増  
 野べに生る(なりけり) 大  
 野べに生る(なりける) 惠  
 のり得ては 皓  
 法の海 惠  
 法のえにし(うれし) 飲葛  
 法のえにし(しるし) 草惠大

法の月この日の本(あらなくもがな) 大  
 法の月この日の本(道なくもがな) 惠  
 法の月この日の本(道しるべなり) 飲葛  
 法の月久しくもがな 惠大  
 法の友(へだてなき世を) 飲  
 法の友(まかせずもがな) 惠大  
 法のはな(そふる) 皓雙  
 法の水ありし 飲惠大葛拾  
 法の水清きも清き 惠大  
 法の水きよくすゞしき 飲葛  
 法の道しるべ 飲  
 法の道たらひで 雙  
 法の道常に 惠大

ハ

はかなくも  
蓮葉の  
花咲けば  
花と見えし  
花にそひ  
花の色  
花をまち  
花も見ん  
花を見ん  
春秋に  
春秋はをのが盡せぬ  
春秋はことば盡せぬ

雙  
惠皓  
雙  
草  
惠大皓  
雙  
拾  
皓  
雙  
拾  
飲惠皓葛

春霞  
春雨に  
春雨の  
春日のいとど(はへて)  
春日のいとど(そへて)  
ヒ  
ひたすらにふすばらし  
ひたすらにふすばらす  
ひと雫  
一すじの  
人として  
ひとの世は来る所なし  
ひとの世は来るとしも

雙  
皓  
惠皓  
惠大  
皓  
飲  
飲  
拾  
惠皓  
飲  
葛

フ

一葉にも  
日の本は  
日も暮は  
火もやかぬ  
百年三萬六千日  
深からぬ  
吹さそふ  
吹風に  
佛戒は  
筆の跡  
ふみ分し  
冬枯に

皓  
皓  
皓  
惠大  
拾  
皓  
惠  
惠皓  
草  
皓  
皓  
惠

冬枯はたのみありけり  
冬枯はたのみこそあれ  
ふる雪に  
へだてなき  
水  
法性は空し  
佛こそ餘所  
佛とは(心の内の玉としらすヤ)  
佛とは(たな心の内の玉としらすヤ)  
佛とは(まことゝはしれ)  
佛とは誰が聞そめて(まつ風)  
佛とは誰が聞そめて(秋風)

惠大  
飲葛  
皓  
惠皓  
惠大  
葛  
惠大  
惠大  
飲  
飲  
増



佛とは誰か教て

惠

佛なり

雙

ほとゝぎす

飲惠大

法皇の

惠

ほめばほめ

飲

ほめばほめよ

草惠大

本来の

惠大

マ

松嶋や

雙

窓の外に

雙

まもれたゞより所

惠大

まもれたゞよるきしも

飲葛

まよひこし

拾

まよひてふ

皓

摩尼寶は

拾

慢の修羅(なりけり)

惠大

慢の修羅(なりけれ)

飲

萬寶の

惠大

ミ

三日月は

皓

みせばやな

惠大

三千とせに

惠皓

三千とせの

惠皓

道々の

飲

水くきの

飲

水に浮び

雙

水のおも

飲

水の月

飲葛

見てぞしれありし

飲

御手に持し(かせは今)

飲

見てもしれ朝な

飲惠大葛拾

見てもしれ出る日影の

雙

見てもしれ出る日にそふ

皓

見てもしれふもとの

拾

見てもしれ昔より

雙

みどり子は

雙

みどりなる

大

皆人の見るや

草

皆人のもとの

惠皓

身にぞしる

惠

身にそひて

惠

峯ちかく(老が身の)

皓拾

嶺ちかく(老の身の)

惠

峰の雲(おもひにうかぶ)

増

峰の雲(こゝろにうかぶ)

皓雙

峰の月

皓雙

身の秋は時しも

惠

身の秋は深きを

惠

御佛の光はつきじ

飲

御佛の光そうらし

惠大

御佛の光をおのが

飲

御佛のふみ残し

皓雙

御佛はかく御心に  
御佛は盡せぬ  
見もしらぬ  
深山木や  
深山路は  
みやまぢや  
名利とは  
みよしのゝ(なりけれ)  
みよしのゝ(なりけり)  
みる色の  
見ると聞と(春はたど)  
見ると聞と(春ふかみ)  
見る人の

惠  
惠増拾  
皓  
惠  
雙  
大  
葛増  
飲  
惠大  
草惠大  
飲  
惠大  
惠大

見るまゝに  
見るものは  
見やいかに(此の世に)  
見るやいかに(世の中)  
見わたせばかぎり  
見わたせば此面  
身を思ふ

ム  
むかし今  
無功德を  
むすぶ手の  
むすぶてふ

メ

雙  
拾  
惠皓  
飲惠大

目にふれて

モ

本よりも一物  
もどよりも(おろかなる)  
もどよりも(とやかかくと)  
ものごとに  
紅葉々の  
百傳ふ  
燃る火に  
もろこしの  
諸共に  
諸人の  
妄想の

皓  
惠大  
飲  
惠大皓  
雙  
惠  
皓  
惠皓  
皓  
雙増  
惠大  
草

皓

ヤ

羊頭をかけて  
羊頭を狗肉と  
休らはゞ  
矢のごとく  
山陰や瀧の  
山陰や道の  
やま霧の  
山住の  
山住は  
山住や  
山の端に  
山の端の

草惠大  
飲葛  
飲葛  
草  
拾  
惠拾  
皓  
惠大  
皓  
大  
惠  
雙

山深み

雙

ユ

行人は

皓

夕暮は雲まく

拾

夕暮や磯うつ

惠

夕なぎや

皓

夕日さす

惠

夢かとも

拾

ヨ

よしあしのことは(月にてぞしれ) 飲

よしあしのことは(月にこそしれ) 葛

よしあしのことを

惠大雙

よしあしも何か

皓

よしあしの夢か

皓雙

よしさらば

増

四十あまり

惠皓

餘所のことゝ(いたづらに)

惠大

餘所のことゝ(うつし繪に)

飲

世にありていま幾年か

飲惠皓拾

世にありていくばく年か

葛

よのために

皓雙

世の中はかくも(ふきながし來て) 雙

世の中はかくも(ふきつたへきて) 拾

世の中を何に

拾

世の人の

草飲惠大葛

よの人をすくい

惠皓

よもつ海

皓

夜やいかに

惠大

萬代の

拾

萬代は

皓

萬代も曇らぬ

惠

萬代も絶す

皓

よろづ代も盡せじ

雙

萬代を

皓

世を秋の露と消まく

草飲惠大

世を秋の露と消ゆく

葛

世を秋のふけ行

惠

世をいとふ(目を過るなり)

惠

世をいとふ(目をすすすなり)

大

世を海の海士(今もなを) 惠大

世を海の海士跡をしたひて 飲

世を海の海士の(跡やしたひし) 葛

世を海の風 皓

世をすくふ 惠大

了すれば 草

ル 草

瑠璃の池の 拾

ワ 拾

我國のすぐなる 惠皓

我國の寶 増

我國は神 皓

我國は寶

惠

我國はとよあし原(げにも)

皓

我國はとよあし原(ふみも)

雙

我國はとよあし原(なみも)

葛増

我袖は

皓

我民は

惠大

我法は門田(風にこそ見よ)

飲

我法は門田(風にこそ見れ)

葛

我法は門田(としありて)

惠大

我法は雲井

雙

我法はあられ

大

我法はその色

雙

我法はのべの

大

我法は松ふく

惠葛増

わが法は汀

惠皓

我法は一二三か

拾

我法は深山(身の春)

飲葛

我法は深山(世の春)

惠大

我法は昔

草惠大

我道は

飲葛

わが宿は

惠皓

わけのぼる雲井の(よしもかな)

皓

わけのぼる雲井の(道もかな)

拾

わけのぼる雲井を

草惠皓

わすられし八島の海の

雙

わすられし大海原の

拾

忘るなよ我が

惠

わするなよ忘れし

増

わすれては色に

飲

わすれても餘所にもらすな

拾

わすれてはそれか

皓雙

わすれなよ

大

わすれては誰

大

わすれても色に

惠大

わすれても風に

大

我も人も(法はあらねば)

飲葛

我も人も(御法ならねば)

惠大

エ

繪にうつす

惠

ヲ

をどりなき(寶にて)

大拾

をどりなき(守りにて)

大

をどりなき(寶とも見よ)

雙拾

をどりなき(寶ともがな)

拾

をどりなき(寶ともせよ)

大

をしへある

惠皓増

惜べし

拾

遠近はそことも

惠皓

遠近はそれとも

雙

をり處

皓

已上

慈雲尊者御消息集目次

- 一 芳春院へ衲衣を寄附せらるゝ書寶曆十四年四月廿七日 大阪 河野孝次郎氏
- 二 法護求寂に與ふる書安永三年極月八日 高貴寺
- 三 不退尊者に答ふる書安永五年正月十日 同
- 四 泰峯律師に答ふる書 編者
- 五 尊者に上る書天明三年四月十六日 高井田 長榮寺
- 六 尊者に上る書寶宗字禪師 同
- 七 法護律師に答ふる書天明三年八月六日 同
- 八 おもよ殿に答ふる書 故大内青巒氏
- 九 牛田徳之助に與ふる書寛政二年六月廿日 高貴寺
- 一〇 諦濡戒充兩師に與ふる書寛政五年七月十三日 大阪 河野孝次郎氏

- 一一 法護巧明公に答ふる書寛政四五年頃
- 一二 黙住慧命に答ふる書
- 一三 智幢慧命に答ふる書五月廿六日
- 一四 同 十一月十日
- 一五 順翁和上に與ふる書享和元年四月十七日 尊者八十四歳
- 一六 松月和尚に衲衣を贈る書享和元年七月
- 一七 信問和尚に與ふる書四月廿四日
- 一八 貞照院和尚に答ふる書臘月十七日
- 一九 某師に與ふる書

岡山 松阪旭宥師  
高井田 長榮寺

高貴寺

同

泉州 家原寺

京都 眞珠菴

京都 正定院

京都 長福寺

田邊 法樂寺

二〇 智與大尼に與ふる書五月十九日

高井田 長榮寺

二一 瓦鏡大尼惠日尼兩人に與ふる書五月廿七日 寶曆十二年頃

同

岩田 觀音寺

二三 同

六月廿二日

二四 同

正月廿四日

同

二五 惠日尼に與ふる書

高井田 岡井清次郎氏

二六 惠日式叉に答ふる書安永九年十二月廿三日 尊者六十三歳

同

二七 同

八月朔日

二八 同

八月朔日

二九 惠日尼に與ふる書六月廿三日

同

三〇 同

同

三一 同

同

三二 惠日尼に答ふる書

同

三三 惠日式叉に答ふる書十八日

同

三四 某尼惠日尼歟に與ふる書

高井田 長榮寺

三五 惠日式叉に與ふる書

同

三六尊者に上る書安永九年四月十八日 惠日尼

高井田 長榮寺

三七惠日式又に興ふる書尊者六十三歳安永九年六月十八日

同

三八曉堂惠日式又に興ふる書九月廿一日

同

三九堀河の局に答ふる書尊者五十九歳乃至六十二歳安永五年六月より八年十一月迄の間

大阪 河野孝次郎氏

四〇天明四年九月十七日實堂香山宗頤の三人式又摩那受戒の事に

付尊者へ恭禮門院の御思召を傳ふる書正月十八日

堀河の局 京都 長福寺

四一河内御下向前に實堂等三人式又受戒の聽許を請ふ書

堀河の局 同

四二三人受戒の期日確定に付御禮の書

堀河の局 同

四三三人受戒相濟みたるに付御禮の書

四四前に出せる堀河の局の書を尊者より長福寺へ回覽

せらるゝ書

同

四五心蓮院素光院兩御局に答ふる書天明四年十月九日阿彌陀寺より尊者六十七歳

同

四六蓮心院慧琳尼に答ふる書天明五年十二月三日尊者六十八歳

同

四七蓮心院慧琳尼及び皓月式又に答ふる書正月十日

同

四八同天明七年四月四日尊者七十歳

同

四九同天明七年五月三日

同

五〇皓月式又に興歌を報ずる書天明七年六月十六日

同

五一蓮心院慧琳尼及び皓月式又に興答ふる書天明八年九月九日尊者七十一歳

同

五二同天明八年極月廿三日

同

五三慧琳皓月兩尼より御尋の書并尊者の御返書

同

五四蓮心院慧琳尼に答ふる書天明九年正月廿四日尊者七十二歳

同

京都 長福寺

- 五五皓月式又義仙求寂に答ふる書寛政八年正月 尊者七十九歳 同
- 五六心蓮院素光院兩御局に答ふる書寛政八年夏頃 同
- 五七皓月式又義仙求寂に與ふる書寛政八年十月十九日 同
- 五八おうた様に答ふる書寛政八年極月八日 同
- 五九同 正月十三日 同
- 六〇同 寛政九年後七月十八日 尊者八十歳 同
- 六一同 寛政九年中秋十九日 同
- 六二皓月式又及び義寛尼に答ふる書寛政九年九月廿四日 同
- 六三心蓮院素光院兩御局に答ふる書寛政九年極月十四日 北野萬善寺より 同
- 六四義寛尼に答ふる書寛政九年極月廿三日 同
- 六五皓月尼より菩薩戒法則回向の文を尋ぬる書寛政十一年二月廿日 尊者八十二歳 同
- 六六右の書に對する尊者の御返書寛政十一年三月十三日 同
- 六七心蓮院素光院兩御局に答ふる書寛政十一年十月廿二日 同

六八同

極月十七日(寛政十一年頃) 尊者八十二歳頃

六九皓月式又義寛求寂に與ふる書寛政十二年六月三日 尊者八十三歳 同

七〇心蓮院素光院兩御局に答ふる書寛政十二年六月九日 同

七一皓月尼より尊者に上る書并尊者の御返書 同

七二皓月式又義仙求寂に答ふる書寛政十三年二月三日 尊者八十四歳 同

七三皓月式又義仙求寂に與ふる書寛政十三年三月朔日 和州郡山より 同

七四同 寛政十三年五月朔日 同

七五同 寛政十三年八月 和州郡山より 同

七六皓月義仙兩尼より尊者に上る書并尊者の御返書十二月十二日 同

七七同 同

七八皓月式又義仙求寂に答ふる書正月十五日 同

七九皓月式又義仙求寂に與ふる書十二月□日 同

八〇皓月式又義仙求寂に答ふる書極月廿六日 同



- 八一 皓月式又義寛求寂に與ふる書 十月廿四日 長福寺
- 八二 皓月式又義寛求寂に與ふる書 極月初日 同
- 八三 長福寺主に答ふる書 同
- 八四 心蓮院素光院兩御局に答ふる書 正月十三日 同
- 八五 同 同
- 八六 心蓮院素光院兩御局に與ふる書 正月十二日 同
- 八七 心蓮院素光院兩御局に答ふる書 十二月廿五日 同
- 八八 同 七月二日 同
- 八九 素光院様に答ふる書 同
- 九〇 某に答ふる書 昨日参り 同
- 九一 某に答ふる書 彌御壯健 同
- 九二 心蓮院素光院兩御局に答ふる書 正月十五日 同
- 九三 同 正月十二日 葛城山高貴寺より 同

九四 素光院様に答ふる書 享和元年四月二日 尊者八十四歳

九五 香樹院様に與へて道の本を指示する書 同

九六 香樹院様に答ふる書 極月廿六日 同

九七 義寛尼公求寂に與ふる書 十月初日 同

九八 義寛義憶兩求寂に答ふる書 正月廿六日 同

九九 皓月尼壇線引様を尋ぬる書并尊者の御返書 享和二年二月五日 尊者八十五歳

一〇〇 心蓮院素光院兩御局の河内水難見舞に答ふる書 享和二年七月廿四日

皓月尼破門紛議に關する書類

- 一〇一 皓月義仙兩尼依止御斷りの狀 享和二年十月 皓月尼義仙尼 長福寺
- 一〇二 右に付尊者の御返事 享和二年十月初日 阿彌陀寺より 尊者八十五歳 同
- 一〇三 皓月義仙兩尼に答ふる書 享和二年十月二日 智空律師 同
- 一〇四 皓月尼に送る書 人しれず 同

- 一〇五 皓月義仙兩尼に答ふる書 享和三年閏正月五日 嚴藏僧正 長福寺
- 一〇六 水薬師寺操山尼公に答ふる書 文化元年八月廿七日 皓月尼 同
- 一〇七 素光院に送る書 文化元年九月 皓月尼 同

○

- 一〇八 開明門院上鷹御方に答ふる書 安永五年三月下旬 京都 水薬師寺
- 一〇九 同 安永五年六月下旬 同
- 一一〇 同 安永五年 同
- 一一一 同 安永五六年頃七月末 同
- 一一二 同 天明元年二年頃十一月十三日 同
- 一一三 同 尊者六十四五歳頃 同
- 一一四 同 天明八年五月七日 同
- 一一五 同 尊者七十一歳 同
- 一一六 同 天明八年十一月上旬 同
- 一一七 同 天明八年十二月十九日 同

- 一一七 操山尼公式又ニ答ふる書 寛政八年以後七月二十二日 同
- 一一八 同 享和元年三月二十二日 同
- 一一九 同 享和八年四月 同
- 一二〇 操山尼公の河内水難見舞に答ふる書 享和二年七月十日 同
- 一二一 操山尼公式又ニ答ふる書 享和二年七月二十七日 同
- 一二二 同 享和三年五月十六日 同
- 一二三 同 享和八年六月十六日 同
- 一二四 同 極月二十六日 同

已上

慈雲尊者御消息集

一 芳春院へ衲衣を寄附せらるゝ書

寶曆十四年甲申四月二十七日  
尊者四十七歲

大阪 河野孝次郎氏

九條帖葉依準、和州法隆寺所藏 上宮皇太子所持、七條割截衣、而製焉

寶曆十四年甲申四月

雙龍・飲光敬識

(此紙裏面ニ)箱之蓋ノウラニ如是にて宜敷候哉。猶顛倒錯置御改削有之而於

其元御書付所希候。堯州師之御手跡も可然。何分宜敷御取斗奉希候(已上裏書)

糞掃僧伽梨 壹襲

(此紙裏面ニ)箱之表書付如是にて宜敷候哉(已上裏書)

鄙箋謹而裁之。時也漸熱。道標愈御壯健。被成御座。由傳承。法慶之。至奉存候。今般隨嶺南座元之遺意。衲袈裟壹襲裁製奉寄附之。貴院與碧玉菴。若備於法具之數者。不肖之至願而已。碧玉老和尚。別書不呈之。宜鋪御傳所希候。從此向暑。爲人法。御自玉伏祈。頓首敬白。

長慶丈室御所勞漸次快然。被成御座。法喜奉存候。併於今油斷は難成時々勞心緒候。大仙座元先日御來訪得寬談。隨分慰重有之候。今程者大方御歸京可有之。安居要期等之品。御參會之節者御通達所希候。但し初而之對顔に候へ者餘れ嚴密。同菩薩の如くにも參り申間敷哉。萬縷執中。而御寬談可然哉と存事に候。諸公同志要期之御書付長慶より傳達。禮拜披見奉隨喜候。已上。

初夏廿七日

飲光和南

奉

芳春丈室

侍衣

編者曰。右一通尊者御眞蹟。大阪市下福島三丁目河野孝次郎氏所藏。此書は寶曆十四年なれば宛名の芳春丈室は紫野大德寺第三百九十世芳春院第十一世眞嚴禪師なるべし。禪師諱は宗乘。眞嚴は其の字なり。自ら運載せ號す。紫野芳春院に住す。安永六年品川東海寺輪番職となり。後隱退して芳春院内の松月菴に住す。享和元年十一月二十一日寂す。壽八十一。又文中に嶺南座元とあるは紫野碧玉菴の一代嶺南禪師なり。禪師諱は宗默。嶺南は其の字なり。骨相大意の後批に默上座とあるは亦此人なるべし。碧玉老和尚とあるは大德寺第三百五十七世碧玉菴第五世大岷(邦の古字)宗般禪師なるべし。禪師は明和七年庚寅七月二十日六十七歳にして入寂せり。此書は寶曆十四年にて禪師時に年六十二歳なれば老和尚の稱相違あるべからず。長慶丈室とあるは泉州堺長慶寺刹嚴義梵禪師なるべし。大仙座元とあるは紫野大德寺中大仙院の一代なるべし。但し同院は其の派下五箇院より一年交替の輪住寺院なれば。寶曆十四年の輪住者誰人といふこと明かならず。龜州師とあるは大德寺第三百七十九世龜州宗寬禪師なり。禪師は攝州の人。和州柳生法德寺に住す。明和六年東海寺輪番職となり。天明七年丁未七月廿五日寂す。壽七十。千衣裁製簿に第九十四衣。安永二年付之。前大德龜州寬和尚あり。此人寶曆十四年には四十七歳なり。

二法護求寂に與ふる書

安永三年極月八日  
尊者五十七歳

高貴寺藏

淨湖公歸京及七日之貴翰飛脚到着致披見。高貴寺一件出沒萬般御苦  
辛令察。先彌首尾成滿。今日御入寺との事。法喜千々。此度者此方共分相  
應には大望に候處。先御入寺迄に相成。此は老和尚年回法要等盡所懷  
之冥助にも可有之と存事に候。少分之事もなか／＼容易には難成事  
に候。先年高井田及桂林寺取遣之苦辛も思出候事。誠膽氣薄者は毒に  
可有之事に候。近日彌成滿之事きかまほしく御座候。諦須下し申候。年  
中例簿など兩人之名にて御記置可被成候。法式萬端者不肖參り候時  
可及相談候。餘者禪師への書面に申入候御覽可有之候。先梵學之道場  
任弘法大師三學表文事と被存候。在會之諸公へ宜敷御傳頼存候。覺意  
公の此度之苦辛萬般察入候。山中寒氣可強爲法宜敷御自愛可有之頓  
首

極月八日

飲光

法護求寂

此方下向の事安居竟大禪師忌までにて日數不多候間。大禪師年回  
を二月に取越下向。夏前まで留錫と存寄事に候。其様子は諸官の  
被仰通事に候。此度兩通證文之下書致披見。此通りならば假令本末  
は其儘にても招提僧坊にも梵學の道場にも可相成也。此後は温良  
恭謙讓にて橋本へも御應對可有之。又玉手氏へも宜敷御傳可被成。  
大方は間違有之間敷なれど。若間違之事もあらば早速御申越可有  
之候。宜敷事は御しらせにも不及事に候。此高貴寺成立之後は此方  
一派も成立可有之事。左候へば自今已後は先雙龍一派と可唱事に  
候。一<sup>上太子</sup>知足菴若くれば御かたらひあるべし。淨意參り度く申事に  
候。其外萬事宜敷御計可被成候。此方へ御告知にも不及事に候。此度  
之事も他日與法の一助也。本末は且く有之とも一山たちたる處律

院に相成云も珍敷事也

編者曰。右本文の中に兩通證文之下書致披見云云といひ。若間違之事もあらば早速御申越可有之といふを見れば。此書は高貴寺を檜尾觀心寺榎本坊より譲受くる儀に付き。契約成立し證文取替せまでに運びたる時。京都阿彌陀寺より發せられたる者と思はる。天明六年幕府より高貴寺僧坊設立認可を得たる時の消息には非ず。隨て宛名に法護求寂とあり。墨峰法護師は安永八年明堂誦滿師と同壇進具なれば天明六年には既に八夏満足の律師なり求寂といふべからず。されば此書は安永八年以前の者なること明かなり。又文中に大禪師年回を二月に取越云云とあり。大禪師年回とは愚默親證大禪師の二十五回忌或は三十回忌なるべし。愚默大禪師は寶曆元年三月十日の入寂なれば。若し三十回忌ならば安永九年にして法護誦滿師進具の次年に當る故に此の年回は必ず二十五回忌にて安永四年(尊者五十八歳)なるべきこと亦明かなり。依て此書は大禪師二十五回忌の前年即ち安永三年(尊者五十七歳)十二月八日の御消息なるべし。

三不退尊者に答ふる書

安永四年正月十日  
尊者五十八歳

高貴寺藏

尊書謹而披見。新年の時愈御壯健被成迎歳。法喜千々。然者舊冬高貴寺御遊覽有之候由。御心に叶との御事奉隨喜候。三十年前故大禪師が。是地を興法の場と可爲と存寄候事に候へば。此度は彼此人も不承知の事に候へども。大禪師の遺意難默止候處。首尾能成滿。誠大禪師戒徳の遺意と存事に御座候。已後は一派の者同心に護持可有之事に御座候。猶來月下向可得尊候。餘寒御保護奉希候。頓首敬復。

正月十日

飲光拜

不退尊宿座下

(宗行禪師寄附狀)  
高貴寺中興大和上在皇都日所賜弊師義梵尊書也。後來小子宗行奉威尊慮。袿裝之。以納本寺之寶藏也。

泉界長慶寺受戒小子

宗行稽首拜記

光尊者筆書簡軸 右利嚴禪師工賜所云

編者曰。此書の文意を案するに。安永四年觀心寺榎本坊より高貴寺讓受の契約成立したる翌年の新年狀と見えたるが故に。恐くは安永四年正月十日尊者五十八歳の時の御書翰なるべし。又文中に三十年前故大禪師云云とあり。安永四年は愚默大禪師の二十五回忌なれば。大禪師在世の時より數へ大數に約して三十年前といふなるべし。宛名の不退尊宿は利嚴義梵禪師なり。不退の號は阿彌陀寺過去帳に「前長慶寺不退室利嚴義梵前堂和尚。寛政六年甲寅十月二十一日(寂)」とあるにて明なり

四 泰峯律師に答ふる書

編者藏

來簡披見。先以御平安珍重存候。不肖平安。然者摩耶山より講演令請之旨奇特之至。御出錫講演可然事。於有馬鮑性泉之因縁舉著之由尤存候。不肖於和州一兩輩利益有之。年内無餘日。來陽可得面晤候。猶同志諸公へ宜敷御達所希候 敬復

閏月二十六日

飲光合十

泰峰律師

編者曰。此書年代明ならず。但し文中に年内無餘日云云とあれば閏月は閏十二月なるべし。而るに寶曆元年(尊者卅四歳)以後に就て閏十二月あるは明和元年(尊者四十七歳)と安永四年(尊者五十八歳)との二年のみなり。依て此書は此の兩年の内何れかなるべし。宛名の泰峰律師は尊者授戒の弟子なり。文中に有馬とあるは播州有馬郡桂林寺なるべし。鮑性泉の因縁は十善法語第十卷にあり

五 尊者に上る書

天明三年四月十六日 利岩義梵禪師 長榮寺藏

謹奉拜啓。時は向温暑候。尊候増。御萬安可被爲遊。御上着。肅察。恭歡至極。瞻仰奉存候。昨鳥。御乗船前。處々。尊臨被爲在之。其上參拜衆中。太多生承之。嘸々。御疲勞可被爲遊。奉恐存候。近便。尊候可奉拜聞。與翹望罷在候。然ば小弟當夏安居中。要期啓白奉呈。尊座下候。誠末世中。雖希遇正法。從來懶惰無慚愧。痴奴空消信施耳。何卒此生自不相賺候様。に奉仰願候。尚亦。洪慈悲濟偏所伏祈奉存候。將又真岩義先年一尊法御

授與被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>成降<sub>一</sub>候節。前行斷食にて八千返呪誦候様に蒙<sub>二</sub>御教救<sub>一</sub>候處。自<sub>二</sub>其翌日<sub>一</sub>發病故。右前行修習不仕候旨物語被<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。就<sub>レ</sub>之真岩義積氣に指支。一向齋食勤兼候旨兼而承<sub>レ</sub>及候條。近來真岩上參候はゞ右前行之趣乍<sub>レ</sub>恐宜御教救被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>成降<sub>一</sub>度奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候。此旨乍<sub>レ</sub>序奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候。尊容爲<sub>二</sub>人天唯冀<sub>一</sub>御保護所<sub>二</sub>至禱<sub>一</sub>候。誠恐誠惶敬白

四月十六日

義梵稽首拜上

欽奉呈

親教尊大禪師

侍史執達

肅二奉拜白。昨烏者紹應及光澤寺主間違に付當界へ被<sub>二</sub>罷越<sub>一</sub>。布薩後早々出行候處。最早尊座下御乘船之跡にて紹應も不<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>拜暇<sub>一</sub>。御殘多<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候。誠に光澤寺主も繁事之中罷<sub>二</sub>御拜<sub>一</sub>越<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之感服奉<sub>レ</sub>存候。且又沆禪侶も其刹一向無人に付滯留候よし承り候。此漢隨分々々

神妙之志氣奇特之事に愚慮仕候。尙又御慈愍御垂願被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>成降<sub>一</sub>度奉<sub>二</sub>仰希<sub>一</sub>候。扱は碧玉翁へ先年木蘭色袈裟拜戴被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候やうに奉<sub>レ</sub>存候。若<sub>レ</sub>又左様に無<sub>レ</sub>御座候はゞいつにても拜戴被<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候様に所<sub>二</sub>願奉<sub>一</sub>存候。此翁護法之志念也太奇奉<sub>レ</sub>存候。又乍<sub>レ</sub>恐奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候。行事口決幸便之節拜借御聽許奉<sub>二</sub>伏希<sub>一</sub>候。諦濡公へ尊命被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>成降<sub>一</sub>度至祈仕候。尤態々爲<sub>二</sub>御還示<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>勞<sub>一</sub>。尊手被<sub>レ</sub>降問布候。紹應も吳々宜奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>度之旨申罷在候。恭敬頓首

編者曰。右刹岩義梵禪師の書翰は禪師直筆の本紙高井田長榮寺にあり。裏に尊者御直筆にて梵學津梁の草稿を書し給へり

此書は四月十六日の日附にて。尊者は其前日大阪御乘船御上京と見えたり。又文中に沆禪侶とあるは大徳寺芳春院の弟子淨湖宗沆にて。此人は阿彌陀寺過去帳に依るに。寛政二年四月二十三日入寂なり。故に今長福寺日記に就て寛政二年以前に於ける四月十六日尊者御着京の記事を尋ねるに。天明三年四月十六日の條に「大和上機五ッ時阿彌陀寺へ御着。御侍者大應比丘様(大應は大擁カ)等」とあり。此外には四月



十六日着京の記事見えす。依て此書は天明三年四月十六日の消息なること明かなり。義梵は堺長慶寺の一代利巖義梵禪師なり。文中に眞岩とあるは巖野大徳寺三百九十世芳春院十一世眞巖宗乘禪師なり。享和元年十一月二十一日寂。壽八十一。委細前に記せるが如し。碧玉翁とあるは大徳寺第三百九十六世碧玉菴第六世瑞巖宗項禪師なるべし。禪師は寛政七年乙卯七月二十一日六十五歳にして寂す。天明三年には五十三歳なれば碧玉翁の稱相違あるべからず。

六尊者に上る書

宙寶宗宇禪師 長榮寺藏

御慈教俊子迄 被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>謹奉<sub>レ</sub>拜讀<sub>レ</sub>候。伏惟<sub>レ</sub> 尊座下増御萬安之趣奉<sub>レ</sub>法幸拜賀<sub>レ</sub>候。隨而小子賤恙之趣被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub> 御聽<sub>レ</sub>候に付微細之尊示難<sub>レ</sub>有拜見服膺<sub>レ</sub>仕。猶更日用乍<sub>レ</sub>恐加養之心得可<sub>レ</sub>仕候。賤恙も格別替り無<sub>レ</sub>之。左の方面手足少<sub>レ</sub>不隨意に覺<sub>レ</sub>候耳。是以重<sub>レ</sub>候様之義無<sub>レ</sub>御座。氣力并食物等平常底。即今氣隨に起居仕、罷在<sub>レ</sub>候。老年之義故急に藥效顯然之事有<sub>レ</sub>之間布。此上難儀の方増し不<sub>レ</sub>申候義與存<sub>レ</sub>罷在<sub>レ</sub>候。共。服藥仕候。少々宛氣力可<sub>レ</sub>加。

與奉<sub>レ</sub>存罷在<sub>レ</sub>候

御菓子乙宮頂載<sub>レ</sub>仕<sub>職カ</sub>。拜見候處別而結構之珍品共。難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>拜受<sub>レ</sub>候。此比者先、少々快方之趣に相心得申候。乍<sub>レ</sub>不敬<sub>レ</sub>禿筆拜謝申上度如<sub>レ</sub>此。御座候。時令御萬安被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様奉<sub>レ</sub>祈<sub>レ</sub>希<sub>レ</sub>候。誠恐惶稽首

七月三日

宗宇敬拜白

上

高貴

侍史貴師

執奏

二啓

粗香乙包從<sub>レ</sub>長崎過日到來仕候。奉<sub>レ</sub>獻<sub>レ</sub>御叱留奉<sub>レ</sub>冀<sub>レ</sub>候。謹白

外包

表

高貴  
御侍者御中  
宗字敬拜上

裏

謹緘  
松月

編者曰。右宙寶宗字禪師書翰は高井田長榮寺所藏なり  
宗字は紫野大徳寺第四百十八世芳春院第十三世宙寶長老なり。長老諱は宗字。宙寶  
は其の字なり。洛陽の人にて自ら一黙と號す。紫野芳春院に住す。文化五年東海寺輪  
番職となり。後芳春院内の松月菴に隱退じ。松月老人と號す。天保六年大光眞照禪師  
の號を賜はり。天保九年戊戌十二月八日寂す。壽七十九

七法護律師に答ふる書

天明三年八月六日  
尊者六十六歳

高井田 長榮寺藏

彌御安全之由法喜千々。用事之條々以旁注御返事申入候。此元皆平安也。秋冷相催し易暮存候也。上京之事は。九月十八日は伊嵩居士百ヶ日相當なれば。其法事後に可相成と存候。於此元も用事しげく覺疲勞候。敬復

慈雲

八月六日

律師へ  
御報

編者曰。此書文中に伊嵩居士百ヶ日云々とあり。伊嵩居士は天明三年癸卯六月八日死亡なれば此書は天明三年尊者六十六歳の御書簡なり。宛名の律師は誰人とも明ならざれども。文中に上京の事は云々とあれば京都阿彌陀寺在錫の律師なること

明なり。而るに長福寺日記に依るに天明三年阿彌陀寺常在の律師は墨峰法護律師一人なり。依て此書は墨峰律師に送りたるものなるべし

### 八おもよ殿に答ふる書

故大内青巒氏藏

七月のおふみ相達し披見致候。彌御安全にお入なされ大慶に存候。玄蕃殿にも御安全にお入なされ大慶存じ候。拙方平安に御座候。此度御家中由緒くわしく御尋遊ばし。それゆへ此元家すじくわしう申入べきよし。相心得申候。拙子も十三歳より出家致候へば。とくと致候事は覺え不申。只今になりては誰に問ふべきかたもなく候。系圖のうつし大隅殿へ此度つかはし候間御らんなさるべく。兩親以來の事はしたゝめ遣はし候間。系圖と御見合せなされ候はゞ。大抵には分り可申候。こなたの家も近代衰微に赴き候事故。定かならぬ事も多くと存候。

八月十七日

雙龍菴

### おもよごの

編者曰。右一通尊者御直筆の原本は故大内青巒居士の所藏にて。居士曾て森川清氏へ寫し送られたることあり。今森川氏所藏の寫本に依て之を出す

此書の宛名におもよごのとあるは。恐くはおもよの寫誤なるべし。尊者の兄伊嵩居士の娘におもよといふあり。小林玄蕃に嫁す。伊嵩居士は日光宮に事へて川北大隅守と稱し。小林玄蕃も亦日光宮に事へて御納戸方を勤む。尊者御直筆の系圖。井に牛田徳之助に與ふる尊者の御手紙にて知るべし。故に文中に玄蕃殿とあるはおもよの夫主小林玄蕃を指し。大隅殿とあるはおもよの實父川北大隅守伊嵩居士を指すなり

### 九牛田徳之助に與ふる書

寛政二年六月二十日  
尊者七十三歳

高貴寺藏

未得對顔之處呈小簡候。時也極暑之砌。貴殿愈御安全可被成御入。珍重不斜存入候。拙僧乍老衰無別條致起居。然ば先比當寺へ寄住之僧願成寺素寂と云。仁歸國之序有之候故。久敷中絶之御交りながら御尋も可

申と内意申入候而則彼仁致推參之處。紋作殿親父古人にて。大抵被覺置候事有之。事之様相分り。久敷振而御様子傳承。於拙僧甚悦存候。先達而時々以書中得御意候。森川丈助事。廿年斗已前致命終。於只今は家名も不都合に相成り。移變る世之習。拙僧八人兄弟之中唯一人残り。甥姪杯と云者も大方致断絶候。西尾順伯老御跡も及断絶事。何方も相續は大切成事と存候。謝々

只今養元様御血脉之残り候は。於江戸日光御家人川北右兵衛と云者。是は丈助弟拙僧兄川北法眼大隅と申家之跡致相續候。是も實子川北主馬と云は弱冠に而致命過。只今之右兵衛事は養子にて相勤居申候。右大隅娘主馬妹兩人有之。是も姉は致命終候而只今にて妹壹人小林玄蕃と云者。の妻にて御座候。實血脉は此者一人残り申候。此玄蕃も日光宮御家人に而納戸方相勤居申候由に候。便りの節此江戸右兵衛并玄蕃方へ申遣し置候間。關東御發駕も有之候節。御尋

可被成候 已上

又々書添申候。丈助死後は拙僧御音信可申道理に候へども。出家之事法儀法用にて取紛送光陰候。此度幸之便りと存候に。久し振に而前次郎左衛門殿御跡之様。誠に御夏々敷御事に候。拙子幼年在俗之節は。先次郎左衛門殿兩三度も御來儀に而人形なごもらひ候を覺居申候。拙僧は十三歳に而出家。今年七十三になり申候。老衰に而何事も不都合なり居申候 已上

六月廿日

高貴寺

慈雲(花押)

牛田徳之助殿

机下

(右状紙上書) 古大和上より牛田徳之助方へ被下置候御狀之寫し。系圖も牛田より認吳候。五十回には焼香仕度申居候。御序御狀御送可被下候。系圖も勞をして寫し候也

編者曰。右書翰は寛政二年尊者七十三歳の時の御消息なり。高貴寺所藏の寫本に依て之を出す。包紙の上書は智幢和上の手跡なり。此の上書の文意に依るに。智幢和上の依頼によりて尊者の御狀の寫しと牛田家の系圖寫しとを牛田より和上へ送り。更に和上より高貴寺へ送り届けられたるものと見ゆ。彼の系圖寫し高貴寺に現存す。今之を出さす

牛田家は尊者の母方の祖先の家にて。徳之助は其家を相續せる者なり。又文中に養元様とあるは尊者の母普宣大姉の父なり。今長榮寺安置の尊者御直筆の過去帳に依て之を案するに。尊者の母普宣大姉の父は牧野養元といふ。牛田次郎左衛門尙書法名寂洞院春山禪通居士の三男なり。養元に一女一男あり。一女は即ち尊者の母普宣大姉なり。その弟は美濃大垣君の醫家西尾家の養子となり西尾順伯と稱す。法名は長行院順伯居士といふ。寶曆六年丙子十一月二十九日卒す。其他丈助は森川丈助義陳。川北法眼大隅は伊嵩居士にて共に尊者の兄なり。委細は附録に出す所の尊者俗縁法名記に記す

一〇諦濡戒充兩師に與ふる書

寛政五年丑七月十三日  
尊者七十六歳

大阪 河野孝次郎氏藏

彌御安全と存候。拙等平安。一昨日著寺。勿論十日之夜月清風冷く。舟中甚快然。夜未明淀の渡に著。其より駕籠にて四塚へこし。其地下乗。水藥師寺にて齋受用。齋後長福寺へこし。晚景に此元へ著致候。格別は疲勞も不致候。御氣遣被成間敷。今且在京可致。兩僧坊之法用等宜敷頼存候。不具

一此度の法語卷物五本。是は了堂居士等之所用也。御調頼存候。是は代物書付御添御越可被成候

七月十三日

飲光合十

諦濡慧命  
戒充慧命

此道明寺へ之返事。便りに御達頼存候。已上

編者曰。此書は十日大阪乗船十一日未明淀着。水廻師寺長福寺へ立寄り。晚景阿彌陀寺に着せられ。十三日に至りて無事上着を報ぜられたるものなり。而るに長福寺日記寛政五年丑七月十一日の條に。午牛刻大和上様御上京御入來。御侍者如海求寂様御子僧様。申牛刻御立とあり。依りて此は寛政五年尊者七十六歳の時の御消息なること明なり

一 法護志引向に答ふる書

寛政四五年頃  
葛城高貴寺より

岡山市 松阪旭有師藏

廿八日之貴簡昨夕相達致披見。殘暑之砌御病氣御快然。併氣力未調之由。猶可被加御保護事に御座候。不肖先不相變消光陰候  
一大隅殿より書狀廿六日御出との事。於今不届候。十七日御所方之御文。此は相達し候。則此度一書に御返書進候。大隅殿より金六百疋施與。是は京都に御留置□□御座候。其内三百疋と銀少々宗云へ御返却可被成候。此元より登せ度候へども。是許も下引入り而拂底也

一 貴師今暫御在京可然候。純翁師も不快なれば御歸錫延引可然也。楨本へは拙子より傳言可申進候

一 目錄之通相達し候。其内貴師御受施之菓子些々御送り。誠に山中珍味也

一 凡不寺宗旨のことを大坂より申越之事。如何と案申候。大坂は□

□無之由兼承り候事也。猶宗泰居士御相談にて御濟し可被成候

一 法語は諦濡比丘奥院□□書寫也。出來次第登せ可申候。已上

純翁師へ別書略候。宜敷御傳へ頼存候

此度堀川殿御方々御招曼多羅供養□□□□

○安樂光院之事宜敷御計可被成候。是も東谷子か氣を望に好地と云となれば先調ふ様に致度事に候。彌調候はゞ佛足石など殘し置所存也。純翁師より姫宮御乳人より法華挨拶に御受施之紙。此元へ御施與。謹而領受○逗機子の三陀ラニ料昏。何とぞ近日に書寫致さ

せ度存寄也

○琉球布先御留置可被成候

○觀瑞沙彌如實子不快之由。但當分之事之由安心也

○碧玉和尚貴師受戒之禮賀御厚情之至也

○大五鈷之事。近日に細工御覽可被成。今年中出來之由承知

○幸助佛具如何と存事に候

○幸之進へ阿彌陀佛壹體見せに遣し置候。御取還有之哉。純翁師に御相談可被成候。是は鳥羽村治章殿寄附也。妄りに他散致間敷き尊也

○此元七月前少々借財有之候得共。此間去方より祠堂金少々施入。先是を用ひ候へば他借には不相成候

○成等菴來訪之由承知。猶縞素男女諸衆へ宜敷頼存候 已上

飲光

八月三日

法護忍忍

□□御返事

編者曰。此中下書は銀可承は金なり。梵語雜名に見えたり。又文中に宗云とあるは阿彌陀寺過去帳に可得宗云沙彌。寛政七乙卯四月初日遊于攝州有馬郡鑄射寺。生年六十とあり。宗泰居士とあるは同過去帳に専注院想譽歡山宗泰居士。寛政十二庚申四月二十七日巳刻卒。長崎旅寓倉光辨左衛門五十五歳とあり。返機子とあるは高井田寺靈名簿に返機智教賢尼。文化六年己巳三月二十八日(寂)平野郷今在家村小林休意之女正明寺弟子とあり。又此書の年代明ならず。但し宗云沙彌は寛政七年入寂なれば此書は寛政七年よりは下らず。同四五年頃の者なるべし。又疊峰法護律師は寛政年中常に阿彌陀寺に住せし事長福寺日記に依りて明なり

一二黙住慧命に答ふる書

高井田 長榮寺藏

來翰致披見。御違例漸次御快然之由。法喜千々。不肖平安。安居白牒謹而

隨喜。扱請雨御功驗有之人民歡喜。誠正法久住之一助存候。次にて申入候。此後は御斷食は一日に而宜敷候。隨分本尊之納受虚間敷。來月若御來錫有之ば面談可申入候。敬謝

九月十六

飲光合十

默住慧命

机下

先師年回に付香資被掛御意御厚情之至存事御座候 已上

編者曰。宛名の默住慧命は默住信正律師なり

一三智幢慧命に答ふる書

高貴寺藏

來翰披見。御安全之由法喜千々。不肖漸次快然。六大之義大抵不可妨。是事近日可成之一條認置可遣也。存事。出來次第可入御覽。猶暑中宜敷御凌可被成。謝々

飲光

五月廿六

智幢慧命

一四智幢慧命に與ふる書

高貴寺藏

安居白牒隨喜之御事に候。彌御安全法喜千々。不肖平安。用事傍注に認候。僧界護持御苦勞存入。今年は先順氣にて悦存。上田平岩何方へも宜敷頼存候。今年も日數不多。來歲御影供には上山可致。從此寒氣可増。爲人法御自愛可然。謝々

飲光

十一月十日

智幢慧命

編者曰。此書文中に僧界護持御苦勞存入とあれば。智幢和上尊者の命を承けて高貴寺に住し高貴寺僧坊の知事或は上座を勤め居たる時の御消息と思はる。智幢和上は寛政十一年二十四歳にして高貴寺に於て進具したることなれば。知事或は上座を勤めたるは其以後の事なるべし。平岩とあるは平岩忍覺居士。上田とあるは平



岩家の一族なり。共に高貴寺の近傍に住し正法律中篤信の優婆塞なり

一五順翁和上に與ふる書

享和元年四月十七日  
尊者八十四歳

泉州 家原寺藏

御壯健可被成御座法喜千々。不肖平安上著。昨日芳春へ以一雲比丘御問訊。是は一昨日松月和尙態々爲疊峰弔儀御來儀被成。并先比芳春和尚萬善寺御來儀有之故挨拶をもなし。并松月和尙御高老之事故御尋申入候也。例之御丁寧。早速以棟公御返禮。拙子例之宵寢故。一雲比丘に御申入。一雲比丘今朝拙子右申聞有之。一兩日には御來儀可被成様子に御座候

一昨夕乗船之節雨を催候得共。微雨にて衣物を濕し候程も無之。安樂にて明相正時淀迄著。路次も宜敷候へば歩行に而五ツ半四ツ前に當寺へ著。安居結法事等相勤申候。餘れ疲勞も不致。昨晚も安眠致し候。其地に而木屋久殿。其外壽榮尼。并諸衆へ宜敷御傳頼存候。宗珠尼へ別紙

相認候。明堂比丘へは略手書候間。宜敷御傳頼存候 謝々

先日相尋候黄金佛ミダ尊。荷物之中有之。爰許に現存有之候。誠に隨分人を不疑之習。催一笑候

諸方祈願之事昨晚より不怠相勤候。已上

柄香爐出來ならば宗珠尼に托して郡山へ可被達。但し是は箱入たるべし

又佛具屋直段をも書付御添可被成候。今一箇は先之御地に御留置可被成候

四月十七日

飲光和南

順翁和上位

編者曰。此書は順翁和上大阪萬善寺に住せられし時。尊者京都へ上られ無事阿彌陀寺に着せられたる旨を報せられたるものにて。此中に「一昨日松月和尙態々爲疊峰弔儀云云」とあり。又四月十七日とあるに依りて察するに疊峰師遷化後間もなき事

と見ゆ。而るに墨峰師の遷化は享和元年三月二十九日なり。その翌四月十六日尊者  
京都阿彌陀寺へ上着せられたることは京都長福寺の日記同年四月十六日の條に  
「大和上様御寺へ御着遊ばし候」とあるに依りて明かなり。依て此書は享和元年尊者  
八十四歳の時のものなること疑なし

宛名の順翁和上は順翁紹應禪師なり。又文中に松月和尙とあるは大徳寺三百九十  
世芳春院第十一世眞巖宗乘禪師なり。禪師は晩に松月庵に退老し。享和元年十一月  
二十一日八十一歳の入寂なり。此書享和元年三月の御消息なれば松月和尙御高老  
之事故云云といへり。芳春和尙とあるは芳春院第十三世宙寶長老なり。宙寶この時  
四十一歳なれば芳春和尙と稱するに妨なし

又此書翰尊者御眞蹟泉州北郡八田莊村家原寺に在り。軸物に仕立て其裏に左の  
書翰を張り付けたり

兩三日來快晴。萬民之喜悅不過之候。貴下彌々安康。珍重此御事に  
御座候。然ば先達而御約束之大和尙尊書爲持遣候。御入手可被下候  
候。佛壇なればよし。外の處に御張は御用捨可被下候

丙五月三日

萬善寺 順翁

端田宗二居士

几下

一六松月和尙に衲衣を贈る書

享和元年七月 紫野 眞珠菴藏  
尊者八十四歳

衲衣一襲隨故嶺南長老之淨志願奉納之。永久正法正儀無變異段。謹而  
所希御座候也

賢慮之趣。貴院及阿彌陀寺永久法緣不<sub>ニ</sub>斷絶。正法久住可有<sub>ル</sub>之御志願  
奉<sub>レ</sub>感。於<sub>ニ</sub>弊菴<sub>一</sub>茂一派上座分之者相續上京に而弊菴護持可<sub>レ</sub>致。様相計  
ひ可<sub>レ</sub>申愚意御座候。已上

飲光拜啓

奉

松月大和尙

侍司

衲衣、裁製久敷失考之處。數十年前法隆寺之遺寶於攝州四天王寺而開帳之節。故普山和宗滿首座と稱之時。相共拜見上宮皇太子之糞掃衣。仍之。而依準裁縫之內帖葉衣入御覽候。已上

(外包の上書)  
上

飲光拜啓

享和元年辛酉七月拜答之草書

一 衲衣一襲

右

和州法隆寺遺寶上宮皇太子之糞掃衣。仍之依準御裁縫之內帖葉衣也。隨故嶺南座元志願御納被下。難有未曾有奉存候。永久正法正儀無異變之段。尊慮之趣。謹而奉拜承。千々萬々奉恐入候。末法之弊風一統無慚愧之中。何卒依尊前之御慈力。せめて弊院斗りは末々年迄

茂小僧共に至る迄。佛世尊之御慈恩ヲ奉荷ひ。些子之慚愧心を奉懷候様に仕度志願に罷在候。猶更御垂憐奉希候。誠恐誠惶頓首敬白

宗宇稽首拜上

七月十一日

宗乘稽首拜上

尊大和上

金猊下

糞掃僧伽梨來由如茲。院門永世箇々可存正法荷擔。慚愧心。即報真巖老漢慈恩者也矣

享和改元辛酉冬十二月 現住芳春不肖小僧宗宇謹誌

真巖老僧白疊兼色如法衣壹襲納焉

編者曰。右書翰の内初の松月大和尚に衲衣を贈る書は尊者の御直筆。餘は皆宗宇禪

師の直筆なり。皆合して一巻と作せり。元と紫野大徳寺塔中芳春院の所藏なりしか  
 ども。中ごろ轉じて他處に在り。今は同寺眞珠菴山田宗壽師の所藏なり  
 宛名の松月大和上は前の寶曆十四年の書宛名に芳春丈室とある者と同人にて  
 眞巖宗乘長老なるべし。長老は隱退の後芳春院内の松月菴に住し。享和元年十一月  
 二十一日八十一歳にして寂す。此書は答書に依りて享和元年なること明かなるが  
 故に正しく眞巖長老八十一歳の時に當り。法騰甚だ高ければ松月大和尚の稱善く  
 相應せり。且つ答書の草案に宗乘の名あるに於てをや。眞巖長老なること疑なし  
 答書草案に宗宇とあるは芳春院第十三世宙寶禪師なり。委細前に記するが如し  
 答書に兩人連名する所以は衲衣は松月大和尚眞巖長老に宛て、贈られたれども。  
 尊者の思召實には永く芳春院に寄附する者なるが故に芳春院前住眞巖宗乘長老  
 のみならず現住宗宇禪師も共に名を列れて謝意を表せるものと思はる。又菴掃  
 僧伽梨來由如茲云云の附記に至ては眞巖長老入寂の後宙寶禪師更に書き加へら  
 れたる者なるべし

又文中に嶺南長老とあるは是亦前の寶曆十四年の書に嶺南座元とある者と同人  
 にて紫野碧玉菴の一代宗默禪師なり。普山和宗滿首座とあるは大徳寺第三百九

十二世普山宗滿禪師なり。禪師諱は宗滿。普山は其の字なり。和の字を加ふること何  
 の故なるかを知らず。丹波蛸龍菴に住す。高井田寺靈名簿に尊者御直筆にて「前大徳  
 普山宗滿大和尚。寛政元年己酉九月廿一日(寂)行年七十三。丹州篠山蛸龍菴之主」と記  
 し給へる者は是なり

一七信問和尙に與ふる書

嵯峨 正定院藏

四月廿四日復

御壯健之由法喜千々。今夏之白牒殊以奉隨喜也。他日御滿願偏所希候

慈雲合十

信問和尙

編者曰。右一通京都府下嵯峨村淨土宗正定院所藏。信問和尙は淨土宗の律師歟

一八貞照院和尙に答ふる書

京都 長福寺藏

前月之貴翰相達。如來示嚴寒之砌。愈御壯健被成御入。法喜千々。不肖平

安。染筆之事。明堂口可承。猶年内無餘日。委曲可待。來陽候。謝々

臘月十七日

慈雲和南

奉復

貞照院和尚

侍者下

編者曰。宛名の貞照院和尚とは誰人なるか詳かならず

### 一九某師に與ふる書

田邊 法樂寺藏

梵王有漏の禪定。梵輔天の所念に隨て身を現す

大自在天が三千大千世界の雨の數をしる

虚空を虚空の如くに觀する所にて御思惟あるべし

御氣色宜敷ば廿四日に御出あるべし。此元觀瑞のために金剛界曼荼羅の種子を傳ふる所存也。御出あらば宜敷宜敷。已上

### 二〇智興大尼に與ふる書

高井田 長榮寺藏

態々との御人つかひ。ことにくはしく智こう尼御やうだい御申こし  
あり。披見いたし候。先日より我見まる參らせての口御ち脱平すぐれなふと  
のこと。しかしきのふ正流老みやく見られしに。みやくてい御よろし  
うとのこと。何よりうれしう。みやくだによろしければ。きづかひはな  
きこと。うけ給り候へば。日ならず御こゝろよくとさつし參らせ候。  
此もどにもかはることなふくらし候間。御きづかひあるまじく候。あ  
つさのをりなれども。山のなかは夏のけしきもなふ。すゞしくゝらし  
候間。暑氣のあたりといふこともあるまじうと存候。そのもとはあつ  
さきびしく候はんなれば。病人御心づかひよろしう御やう生あれか  
し。病氣といふものは。ひとつはやう生によることに候へば。かならず  
く御油だんなふと存候。我ことも日のうちはよろしけれど。夜にな

ればすこし心地あしければゆだんなふやう生致しなをちかきうち  
又々智こうに御やうだい御申こしあれかし。此元にておぼつかなふ  
あんじ候間。をりくのやうだい。かならず御申こしあるべく候

已上

五月十九日

智こう大尼

編者曰。智興大尼は尊者の御弟子にて河州岩田觀音寺一代なり。寶曆十四年甲申。尊  
者四十七歳。四月十三日入寂なれば。此書は其れより以前なり

二一瓦鏡大尼惠日尼兩人に與ふる書

寶曆十二三年頃

高井田 長榮寺藏

智こう大尼先ころよりしかんゝともなきどの事傳へうけ給り。きづ  
かひに存候。ことに此一兩日はたよりもなきに。なをも心ならず存候。  
いかゞ。すこし御こゝろよく候や。食事すゝみ候哉。うけ給り度存候。我

こども此一兩日はすこしふすぐれに御座候。しかしかくべつなるこ  
どはなく候間。御きづかひあるまじく候。此より土用にいり候間。なほ  
も心元なふ存候間。ちよとたづね申候。龍がんにくよく候よし。此度も  
すこし進候。相つゞき御やうだいゝかゞ。をりノゝは御しらせあるべ  
く候。ゐしやのこども。正流老もよろしきゐしやに候へば。そのまゝに  
御かゝりありてよろしく候半。もし御かへ候はゞ。根來退歩老よろし  
かるべく候。しかし大抵ならば。大坂は手ごをく候て急なるまにあひ  
申さぬゆへ。やはり正流老もよろしかるべくと存候。我かたへも二三  
日に一度はたより御しらせあるべく候。餘ほごこゝろよく食もすゝ  
み候までは。あんじくらし候ゆへ。をりふしのたよりをまち候 已上

五月廿七日

瓦鏡大尼

慧日尼

編者曰。瓦鏡大尼は智興大尼の弟子にて寶曆元年十一月有馬桂林寺に於て同時に尊者に從て進具して大尼となり。智興大尼は同十四年四月十三日入寂す。此書は智興大尼病中の御消息なれば寶曆十二三年の者と思はる

二二瓦鏡大尼に答ふる書

岩田 觀音寺藏

十六日の御ふみ相達披見致候。愈御安全にて御としかさね。安居も御満じのこと。かさね、悦入候。此方こと舊冬よりすこし氣六かしき方に候へども。先平安に越年。安居も満じ候間。御きづかひなさるまじく。三月と云もほごちかうなり候へば。追付のたいめんど存事に候。高貴寺の事首尾なり候て。河内のとうりうながくと存事に候。いまに餘寒つよく候へば。隨分御しのぎなさるべき御事に候。尼衆何方へも宜く頼存候 已上

正月十九日

瓦鏡大尼

二三瓦鏡大尼に答ふる書

岩田 觀音寺藏

御ふみ披見。暑氣のころ御安全に御入なされ大慶に存じ候。拙僧平安に居申候。何よりのしな。おぼしめしかたじけなく。はじか後隨分御養生御心がけ可被成。はじか後の養生ゆきとゞき候はねば。一生病身にもなるべきと人々のうはさうけ給り候 已上

六月廿二日

慈雲

岩田村

觀音寺主

御返事

二四瓦鏡大尼に答ふる書

岩田 觀音寺藏

御文披見致し候。彌御安全に御とし御かさね。悦入事に候。こなたにもかはることなうとしかさね候間。御きづかひあるまじく候。袈裟の法

會にも御出寺なきとの事のこりおほく存事に候。御いとまあらば兩三日なりとも御出あらばうれしう存事に候。高貴寺の事もひまいにて心ならず候。何とぞはやく埒あき候へかしと存事に御座候。此方には事しげき方にてこまり入候事に候。しかし跡のためには。末々よろしきと存候へば。そのまゝにつとめ候事に候。中峰大尼その外何方へもよろしう頼存事に候。已上

正月廿四日

瓦鏡大尼

編者曰。中峰大尼とあるは。尊者の御弟子にて河内高井田村瑞泉菴一代中峰法興大尼なり。又曰。已上三通は尊者御眞蹟大阪府中河内郡岩田觀音寺所藏。今高貴寺所藏の古寫本に依て之を出す

### 二五惠日尼に與ふる書

高井田 岡井清次郎氏藏

彌御安全悦事に御座候

一袈裟未成のよし。御尤に候。しかし未成なりとも。安清居士に先見せ度存より候。明日御こし可被成候。若御人づてならば。そこねなき様になされ。御託し可被成候。不肖平安に候。昨夕參候ても。つかれなく候。禪師はしかにて御座候。小共らしき病氣と存事に御座候。こなたも扱々事しげき事に御座候。中々閉くわん所にてはなく候

編者曰。惠日尼は尊者の御弟子にて河内國森川内村神光院の主なり

### 二六惠日式又へ答ふる書

安永九年十二月二十三日  
尊者六十三歳

高井田 岡井清次郎氏藏

先日御文披見致候。彌御安全のよし悦入候。詰明百ヶ日のころ御出會もあるべきなれど。袈裟御仕立に手透なく御延引のよし。御尤に存候。近日出来ならば緩々御とうりうの様に御出可被成候。おかやへ法語の事。高井田より參候や。此元よりも近日の内には一卷づゝなりとも可進存事に候



今年は暖氣にて。山中ことによるしく御座候。少々食減じ候故か。氣力  
うすくゝらし。萬事ぶせうに覺へ申候。餘者たいめんに可申入と存事  
に候。山中も相をうに用事も御座候ていごまもなく。但し高井田京よ  
りは十分が一に候間。先よろしき方に候 已上

十二月二三日

雙龍庵

惠日式又

編者曰。照堂護明師は安永九年八月十七日の入寂なれば。此書は安永九年十二月二  
十三日の消息なるべし

### 二七惠日尼に答ふる書

高井田 岡井清次郎氏藏

御文彼見致し候。御風のこゝち。宜しく御えう生なさるべく  
一前行の事。これは跡にて御補ひなされても。御上山可被成候。六日の

くれよりにも御出あらば宜しく御座候

佛具御こし。悦候事に候

### 二八惠日尼に答ふる書

高井田 岡井清次郎氏藏

今日諦須たよりに御狀相とゞき。披見いたし候。先日は御まちありし  
よし。左あるべくと存入候。そのうち參申べく候。さて七條先日より加  
持もいたし。此間修法にもかけ申候間。早く御付屬申度存入候。何とぞ  
直に付屬いたし度存する事に候。宜敷次手もがなと存入ことに候。今  
日ことしげく候間。御返事は略し參らせ候 已上

八月朔日

雙龍庵

惠日式又

### 二九惠日尼に與ふる書

高井田 岡井清次郎氏所藏

祇支裙

地はたうもめんのはゞよろしきを御とゞのへ 色は木蘭色をすこしくろみかけてこつくりと 若地とゞのひ候はゞ御見せあるべく候 大低大きさは手本の通りにて候へども今すこし地をよけいあるやうに御とゞのへ頼入候

六月廿三日

三〇 惠日尼に與ふる書

高井田 岡井清次郎氏藏

紙布一反

これは袈裟地のたしにて御座候。なをいそぎ候ことにては御座なきゆへ。いつにても御かつてに御したて頼入候。はかたよりゑかう料御をくり。明日誦經致可進候 已上

三一 惠日尼に與ふる書

高井田 岡井清次郎氏藏

けふは御たよりうれしう。ことにくはしき御文にて。病人のやうす相しれ。何よりうれしう。一兩日うちつゞきよろしう。しよくきもでき候よし。土用のいりに候へば。ことのほかあんじきづかひ候に。此せつによろしうこのこと。かへすんうれしう存候。我ことも此間は土用のかげんにて。夜のうちせき出し。すこしすぐれぬことに御座候。しかし日のうちはかはることなふ。したじより大病のことに候へば。これほどのことは。ありうちに存候間。御きづかひあるまじう候。此もどはすゞしく候ゆへ。大かたあつさのどがめもあるまじく。その御もどはあつさつよきどころゆへ。そのもとの病人のことに。心ならずあんじ申候。そのうち大了御見まゐにつかはし申べく。そのせつ土用いり三日四日のやうすくはしく(已下)

三二 惠日尼に答ふる書

高井田 岡井清次郎氏藏

御文披見

かたびら

袈裟

よろしく出来悦存候 明日御出あるべし。對顔可申入。天氣彌明後

日上京存より候 西院昨日歸寺 已上

即日

編者曰。西院は高貴寺の一子院にして明堂諸藩律師の住房なり。故に西院といふは律師を指すなり

三三 惠日式又の答ふる書

高井田 岡井清次郎氏藏

此文は昨晚したゝめ申候。誦須歸り候て御文披見。芥子供養は略念誦にも用ゆるなり。本尊加持は諸印みな用ゆるなり

十八日

惠日式又

編者曰。已上惠日尼に與ふる書九通は尊者御眞蹟大阪府中河内郡高井田村岡井清次郎氏の所藏なり

三四 某尼惠日尼歟に與ふる書

高井田 長榮寺藏

彌御安全との事悦入事に候。此方事次第に快然の方に候。この通りならば大阪へ下り候事。大方決定と存よる事に候。來月十三日と存事に候間。何方へもその通り御傳頼存候。もし格別のあらしき天氣ならば。四日五日とおぼしめしあるべく候。大低ならば十三日直に高井田僧坊へと存よる事に候。大阪へは高井田より別に出候所存に候。京都は此春は雨がちに。快晴の日はすくなふ候。兩三日前は即覺善妙の方へこし候。行にはすこし動氣いで。その夜はふせりかね候へども。歸りは隨

分こゝろよく何のあたりもなく候。此通りなれば下阪もさしてあたり候事はあるまじくと存事に候。秀菴老には補薬となり候はゞ他行もよろしく候へども。只今は未補薬をうけず候へば。遠き方への他行はこゝろもとなふとの事に候。只今の薬りは半補半瀉の劑のよしに御座候。此度は秀安居士の見立相をうに候へば。大ていは秀安居士のさしづをまぼり候事に候。此度の御年忌は大切に候へば。何とぞ下阪と存よりその支度に存候

編者曰。此中に即覺善妙とあるは即覺庵善妙庵の事にて共に京都四山梅ヶ畑にあり。一派尼衆の住庵なり

### 三五 惠日式又<sup>ニ</sup>與ふる書

高井田 長榮寺藏

彌御平安珍重に存入事に候。一兩日暑氣つよくなりこまり入候。高貴寺の事彌首尾なり候はゞ。來月はしばらく下向と存入事に候

此一紙行願賛御聞書の歸敬の句の處に御書し添可被<sup>レ</sup>成候。聞書のつぎ轉覽と存寄候へども。此通りの暑氣にては何事もとゞこほり可<sup>レ</sup>申と存事に候。病身ゆへ心を一處につめ候へば汗出候事に候。誠此生は役にたゝぬ者になり候事。瓦鏡尼へ文進じ候。御達しあるべく候。惠南尼衲衣の衣段御達し頼存事に候。法與尼その外何方へも宜敷頼入事に候

### 惠日式又

編者曰。右一通尊者御眞蹟高井田長榮寺所藏なり

### 三六 尊者に上る書

安永九年四月十八日

惠日尼

高井田 長榮寺藏

過日はてんきもよろしく御船中御無難にて御機嫌宜敷御登京被<sup>レ</sup>遊候よし便りにうけ給り。いか斗<sup>レ</sup>ありがたく奉<sup>レ</sup>存上<sup>レ</sup>候。其後 大和上様御つかれもなふ御機嫌よろしうあらせられ候や。あなた様初ご

なた様にも御きげんよく御座被遊候や。恐ながらくわしき御やうす  
うけたまわり度ぞんじあげ奉り候。一兩日は俄にあつき相もよほし  
候。さだめて京都も同じ御事とさつし上候。さだかならぬ時氣。何とぞ  
御ふれなきやうに御保養ひとへに願上奉り候。此元諸尼小子より宜  
鋪御きげん御窺申あげ度よし被申候。先は御うかゞひ迄早々申残し  
奉り候 敬白

恐ながら 大和上様へよろしく被仰上被下度願奉候 禪師様に  
も未御すぐれ不被遊。何とぞはやく御全快被遊候やう願奉御事に  
おはしましたし候。御狀被遺候間さし上申候。半右衛門どの御入手可被  
下候。餘者後便に可申上候

四月十八日

惠日頓首拜

上  
大和上様  
御侍者様

乍憚此書狀智周尼へ御達し被下候様に御小僧様かたへ御頼被遊  
可被下候

編者曰。右一通惠日尼直筆の原本高井田長榮寺にあり。紙の裏には尊者御直筆にて  
諸尊梵名の釋を書付給ふ。梵學津梁の草稿と見ゆ

文中に禪師様未御すぐれ不被遊とあるは護明禪師の病氣をいふ。護明禪師は安永  
九年八月十七日入寂なれば。御書は或は其年四月十八日の消息なるべし 智周尼  
とあるは匪室智周尼にて正法律中受菩薩戒の弟子なり。天明八年五月廿九日入寂

### 三七惠日式叉に與ふる書

安永九年六月十八日  
尊者六十三歳

高井田 長榮寺藏

但し<sup>初紙開</sup>京都にても正法に縁をむすび候人も多く御座候へば。見すてか  
へることも致しがたく候間。京都に布薩戒師相應の人も出来候は。一  
日もはやく歸り可申と存寄候。誠に此方は山居にて京都河内など  
に相應の人も法護持いたし候へば宜敷候へども。世間は心にまかせ

ぬ事斗御座候。何にもせよ七八兩月のうちには下り可申候間。そのせ  
つ萬事申入べく候。語明比丘やうだいは。たより次第にくわしう御申  
こしあるべく候。時々やうすき度存寄候。大低は此ほうも存知いた  
し候間。たとひあしきとても。かくべつに心をいたため候にはなく候間。  
御つゝみなふ御申こしあるべく候。此ほう例年よりは宜敷事は。例年  
はあせ衣袈裟までとをり申候。今年は市中の安居なれど。只今まで偏  
衫にごをる事はなく候。そのほか夜分ねいり候事なども宜敷御座候。  
かならずく御きづかひあるまじく候。なを暑氣宜敷御しのさある  
べく候 已上

六月十八日

慈雲

惠日式又

編者曰。右一通尊者御眞蹟高井田長榮寺所藏なり。此書文中に語明比丘やうだいで云  
云とあるを見れば。是亦安永九年六月の御消息なるべし。語明は護明なり。音通にて

語明と記し給へること屢々なり

### 三八曉堂惠日式又の與ふる書

高井田 長榮寺藏

冷氣のをりしも。いよ／＼御安全御入のよし悦存候。此元次第に快氣  
にてさわりなふ居申候。此廿四日には下向と存より。もし天氣あらく  
候はゞ少々延引もあるべく。綿入御仕立出來のよし悦存候。高井田迄  
御遣しおき可被成候。此元もなが／＼病氣にて。漸本ぶくにて。此間は  
用事しげくとりこみ居申候。随分はやく仕まる歸寺をいそぎ候事に  
候 已上

諸尼衆へ宜しく頼存候 已上

此元に佛足石をうつし申候。大方廿三日迄には出來也。左候へば廿  
四日下向也。もし右之佛足石ひまごり候はゞ一兩日延引もあるべ  
く候

九月廿一日

曉堂式又

雙龍庵

編者曰。右一通尊者御眞蹟高井田長榮寺所藏なり

三九堀河の局に答ふる書

安永五年六月より同八年十一月迄の間  
尊者五十九歳乃至六十二歳

大阪 河野孝次郎氏藏

先月廿日の御文廿五日相達。仰うけ給り候。上様御様體の御事。冷氣の比しも。御機嫌よろしく御つゞき遊ばしの通り。ありがたき御事におはしまし候。十四五日のころ御ねつ出させられ候へども。ひと日よりはかろき御方。その後も御さし引あらせられ候へども。次第に御よろしき方御動き出させられ候へども。これもそのてごゝろ宜しきと醫者など申をり。もしは下への御はれの出候半と案じ上のほご。委しくうけ給り。修法ちからを得申候。御ごうきはしづまり入遊ばし。をりは御しづかにあらせられの所。醫者のこゝろえなごうけ給り候。御

なかつ時によりひつはり遊ばし。御せんは同様に御手つき遊ばし。御氣さきは随分宜しく。御脈の御すゝみも次第によりしく。御通じ御出來不出來あらせられなご。猶も御呪願申上る事におはしまし候。其御所様御機嫌よろしくならせられの様。なをも冷氣宜しく御しのぎねがひ上候と。

慈雲

堀河様

御方へ御返事

編者曰。此書は後桃園帝御病氣御呪願に關する御消息にて。宛名に堀河様とあるは恭禮門院の典侍堀河の局なり。名は宜子といひ心蓮院と號す。又文中に上様とあるは後桃園帝を指し。其御所様とあるは恭禮門院を指す。安永五年丙申六月尊者五十九歳より同八年己亥十一月尊者六十二歳の時に至るまでの間のものと思はる。其故は長福寺日記安永五年丙申六月二十七日の條に「上様御不例に付 門院様より大和上様へ御修法御願遊し候に付。智淨義禪宗顯河内へ下る。七月朔日上京」とあり

り。此中に上様とあるは後桃園帝を指し。門院様とあるは開明門院を指す。主上御病氣につき尊者御呪願の命を受け給ひしこと日記に見えたるは之を最初とす。此より安永八年十一月九日御崩御に至るまでは約三ヶ年中なれば。此書に見えたる上様御病氣の御呪願は其間の何れの時とも知り難けれども。安永五年六月より八年十一月までの間なることは更に疑ふべからず

四〇天明四年九月十七日實堂香山宗顛の三人

式又摩那受戒の事に付堀河の局より尊者へ

恭禮門院の御思召を傳ふる書

堀川局

長福寺藏

冬としは御ふみのやううけ給忝さ。初春のめで度さ。御機嫌よく御にぎくの御事に御座候

大和上様めで度き春に御移りあそばし。御法義ごもの御事と。めで度ぞんじら。こなたにも御機嫌よく。めで度き春を御祝ごもあらせられ候。めで度かたじけなかり。春のめで度さ。御返事ながら申入

ら。猶々御機嫌よくいく久しくと祝入ら。扱は長福寺もしだいに法義とのひ御悦のよし忝さ。つち御門家お姫も出来。わたくしも忝さ。それにつきそう義かく式の事。何かとくわしく仰下され候いさい。うけ給候。御所々の御かく式いかやうの御事にても。地下は御あしらい相しれ候御事ながら。大和上様仰もおもき御事。又は長福寺末はんじやうの爲ゆへ。そう義御事此度よりかく式かへいたゞかせ候半ま。何かと御心やすく思しめし候。冬としよりも右の御返事申入候はづながら。何かとくめで度き御用多。段々御返事もおそなわりら。いまだ餘寒つよくおはしまし候ま。すい分く御やう心あそばし候と

義璋殿より上座に致あしらいよろしく致候半とぞんじら。何かとくくわしく仰ごも。うけ給ら。又御上京のうへ申入ら。めで度と



正月十八日

大和上様

御返事人々申入れ候

編者曰。堀河とあるは恭禮門院の典侍堀河の局源宣子なり

堀河

四一河内へ御下向前に實堂等三人式又受戒

の聽許を請ふ書

堀河の局 長福寺藏

時分がら朝夕ひやゝかにおはしまし候。いよゝ御機嫌よくならせられ候。御せんもいつもの御通に御手つきいらせられ候まゝ。御心やすくおぼしめし候。大和上様にも。ひと比はよ程の御所勞にて。こなたにても御きづかい申入る。が。しだいに御よろしくおはしまし候由。かすゝめで度御悅申入る。御老人の事すい分ゝ御やう心あそばし候やうにとぞんじら。さやうに候へば。實堂始三人の衆。河内

に御下向まへ式又摩那受戒御聽許あそばし下され候はゞ。こなたにても御満ぞくの御事におはしまし候。御びやう後。御くろうの御事ながら。御たのみ申入る。きのふは御びやう後始て長福寺にも御出下され候由。御くろうの事。くり何かの事も御しんせつに仰下され候よし。蓮心院よりと

吹てう申上候。かたじけなかりの御事におはしまし候。ようぞゝ御出下され候御事とぞんじら。しだいにひやゝかさ。すい分ゝ御やう心あそばし候やうにとぞんじら。めで度と

堀河

大和上様

人々申入れ候

編者曰。文中に實堂始三人の衆とあるは洛西梅畑善妙寺實堂義充式又。大阪梅樂師寺香山宗悟式又。及び京都長福寺皓月宗顯式又の三人なり

四二三人受戒の期日確定に付御禮の書

堀河の局 長福寺藏

御ふみのやううけ給る。朝夕ひやゝかにおはしまし候。大和上様御さわりもおはしまし候はで。めで度ぞんじら。女院御所様にもいよ。御き嫌よくなせられ候。御せんもいつもの御通に御手つきいらせられ候ま。御心やすくお思しめし候。さやうに候得者。長福寺三人上座のしゆ。受戒の御事仰られ候得ば。仰きけられ候由。かたじけなかりのよし。いよ。十七日にと御思しめし候よし。仰進られ候と申入ら。へば。御満ぞくの御さたにて。猶又御する。とすみ候事と御満ぞくに御思しめし候ま。よろしく申入候。段々長福寺はんじやう致候やうにと御思しめし候。此まつたくさんなるものながら。折ふしのま。御供養いたし。しだいにひやゝかさ。すい分。御やう心あそばし候やうにとぞ

んじらめで度と

堀河

大和上様

御返事人々申入られ候

編者曰。文中に女院御所様とあるは恭禮門院を指す。此まつとは松茸なり

四三三人受戒相濟みたるに付御禮の書

堀河の局 長福寺藏

けふももう。敷ひやゝかにおはしまし候。いよ。大和上様御さわりもおはしまし候はすや。うけ給度ぞんじら。こなたにもいよいよ御機嫌よくなせられ候。御せんも御手附いらせられ候ま。御心やすく御思しめし候。扱は十七日には三人の衆じゆかいする。と相濟。こなたへも御禮に參れ候。いか程か。御満ぞくの御事におはしまし候。御あいさつのため文にて申入ら。猶々いく久しく長福寺

はん昌の御事とわたくしもかたじけなくぞんじら。ちか／＼には  
河内へ御下向のよし。すい分／＼ひえの御あたりなきやうに御やう  
心あそばし候と。

三人の衆もかたじけなかりの御事に御座候。蓮心院にもこの外  
かたじけなかりの御事に御座候。何かと／＼あら／＼ながら文に  
て申入候。めで度と。

堀河

大和上様

人々申入られ候

編者曰。文中に蓮心院とあるは長福寺慧琳尼なり

四四前に出せる堀河局の書を尊者より長福寺へ

回覽せらるゝ書阿彌陀寺より

長福寺藏

女院様より今日仰の事堀河殿よりの御ふみ御見せ申候。右之様子御

こゝろ<sup>エ</sup>られの事。まことに法の冥加と申べき御事に候。昨日は御ちそ  
うになり悦存候。あまれつかれもなく候。御きづかひなさるまじく候

雙龍庵

上座三求寂尼

蓮心院殿

編者曰。上座三求寂尼は寶堂香山宗頭の三人なり。蓮心院は長福寺慧琳尼なり

四五心蓮院素光院兩御局に答ふる書

天明四年十月九日  
尊者六十七歳

阿彌陀寺より 長福寺藏

御ふみ披見致し候。仰のごとくそろひがたき時候。兩御方御壯健に御  
いり遊ばし御目出度。しかれば皓月式又受戒の事。随分相こゝろえ申  
べく。しばらく阿彌陀寺不參もかつてたるべく。委細は寶靜比丘を以  
て申入べく。兩御方御出もあらば。直にも申入べき事に御座候。已上

十一日十三日は他出致し候間。その餘に御出可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成 已上  
十月九日

慈雲

心蓮院様

素光院様

編者曰。此書宛名の心蓮院は恭禮門院の典侍堀川の局なり。名は宣子。心蓮院はその號なり。初め堀川の局といひ後に改て綾小路の局といふ。素光院は藤原元子といひ。同門院の典侍押小路の局なり。文中に「皓月式又受戒の事随分相こゝろえ申すべく」とあるに依て之を思ふに。此書は兩御局より皓月尼の爲に式又受戒を御願申上げたるに對する御返書と思はる。爾者天明四年の御消息なるべし。但し皓月尼等は天明四年九月十七日式又戒を受けたること前に出せる堀河の局との往復にて明なり。而るに此書の日附十月九日とあること甚だ不審なり。尙ほ後考を待つ

四六蓮心院慧琳尼に答ふる書

天明五年十二月三日  
尊者六十八歳

長福寺藏

御文披見いたし候。寒氣此元も例年よりは甚しき方に御座候 女院

御所さま御機げんよくならせられのよしうけ給り。いか斗悦上候事にをはしまし候 門院さま御方御機げんよく。その外何方にも御壯健のよし。悦上存候。此元相かはらず居申候。長福寺にてみなく御和合の事。老後の悦に存じ候。佛名會も宜しく相つとまり候よし悦存候。此度の御ふみ筆力もよろしく見へ申候へば。彌御氣そく宜しくとさつし參らせ悦存じ候。御食事もつねていどの御事。なをも寒氣よろしく御しのぎ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候

十二月三日

雙龍庵

蓮心院殿

御返事

皓月尼へよろしくたのみ存じ候。尼鈔修學とゝのほり申べく。加行も御つとめあるべくと存する事に候 已上

編者曰。長福寺日記を見るに天明五年乙巳霜月十六七八の三ヶ日間佛名會を勤む。

是れ長福寺最初の佛名會なり。今の書文中に「佛名會も宜しく相つさまり候よし」あるは之を指す歟。然らば此書は天明五年十二月の御消息なるべし。此中女院御所とあるは恭禮門院を指し。門院さまとあるは開明門院を指す

四七蓮心院慧琳尼及皓月式又に答ふる書

長福寺藏

正月三日の御文一昨日相達し。初春のころ千里同風。彌御安全に御とし御かさねなされ。悦存じ參らせ候。拙子平安に春にうつり申候。實堂尼舊冬下向ありしよし御申し。此元へは見へ不申候。御鏡料一昨日の便りに相達し。相かはらず悦存じ候。春にうつり候へば。灌頂もほごちかふなり申候。その節皓月式又御下向もあるべく。義仙尼も同伴あるべく存入候。冬どしの御返事したゝめおき候へども。便り間達。此便りに御達し申候。なを餘寒もおほかるべく。隨分御保養可被成候。堀川殿御方。梅田ごの。御序によろしく御達したのみ存じ候。已上。僧睿此度入壇之事。委しく御申し。御尤に存じ候。法ふぞくの。一助

に致し度存する事に候。彌三月十五日と相定め申候。許可は十六日になり可申候。已上

雙龍庵

正月十日

蓮心院殿

皓月式又

編者曰。文中に實堂尼とあるは梅畑善妙寺主實堂義充式又なり。義仙尼とあるは長福寺十洲義仙尼なり。僧睿とあるは皓月尼の肉弟にて愚溪僧睿求寂なり。阿彌陀寺過去帳に「法同求寂愚溪僧睿賢者。寛政十二庚申六月三日(寂)長福寺主皓月式又之肉弟也。於伏見觀音寺。逝。在世四十二とあり

四八蓮心院慧琳尼及び皓月式又に答ふる書

天明七年四月四日  
尊者七十歳

長福寺藏

兩度の御文相達し披見いたし候。雨がちの時候。彌御安全に御入なされのよし。悦存じ候

一義璋尼大病ながら。此間はすこし宜しき方へ御おもむきなされのよし。先悦存じ候。法中ことに長壽を得まほしき事に候  
 一僧ゑい病氣づき候ゆへ。西國下向のいかゞのおぼしめし。御尤存じ候。是は相止させ可申事に候。達者になり候て後の事と存じ候  
 一義良不了けんありしよし。何方にもはやり物と存する事に候。此元此春已來傳授に寸暇なく。老年にをよびて苦勞に存する事に候。しかし法の相續の事ゆへ。跡へのこし申さねばならぬ事ゆへ。おしてつとめ居申候。猶御保養しかるべく候 已上

四月四日

雙龍庵

蓮心院殿

皓月式又

此間半陀迦尊者龍を降伏する。豊干の虎に友なふと。二幅對の贊半陀迦尊者に

そらにすむたつとや人はなづくらん。なれて身にそふ千代の雨雲

豊干和尚に

吹風にうそぶく聲はそれながら。枝をならさぬ御代の友ごち

中尊は佛世尊也。これに

正覺山前夜夜月 尼連禪河春秋流 三千年後見也未

東海摩訶羅比丘

靈照女に贊

阿爺折花去 媽々友月休 歸路何處是 明明百草頭

是は此間人の求に應じて書せるなり

編者曰。皓月尼の集めたる尊者の歌集に「天明七年四月四日の尊書のおくに仰つかはされし尊詠」と題して半陀迦尊者豊干和尚の歌等を載す。此に依りて此書は天明七年の御消息なることを知るべし

義璋尼さいふは土御門家の姫君にてより姫さいひ。天明六年十二月十九日長福寺

へ入寺。その日尊者を戒師として剃髮出家せられたれども即日御里へ歸られ逗留中御病氣にて長福寺へ歸らば尊者の御許を得て永く御里にて御隨意に勤めらるゝことになり長福寺へは遂に歸られざり由。委しく同寺の日記に見えたり。僧ふいさあるは皓月尼の肉弟僧睿求寂なり。義良は長福寺の尼僧なり。天明四年六月十七日長福寺に於て剃染。同五年二月十五日阿彌陀寺に於て初て八齋戒を受けたるばかりにて。未だ考試も經ざる若年の者なり。長福寺に勤め難き由にて暇を乞ひ。七年二月二十五日八齋戒飲酒戒を捨戒せしめ退出せしめたる事。同寺日記に見えたり。

四九蓮心院慧琳尼并皓月式叉に答ふる書

天明七年五月三日  
尊者七十歳

長福寺藏

安居結の御ふみ相達し披見致し候。彌御安全に御入なされのよし悦存候。相かはらず法式つとまり老後には此より外の歡喜はあるまじく。義璋女御かはりなきのよし。何とぞ御全快なされ候へかし。法式をも次第に御たんれんある様と存する事に候。御聞をよびにもあるべ

く此邊そうくしく心づかひなる事ごもに候。秋には上京致すべく。なを疊峰上京委細御きゝ可被成候 已上

五月三日

慈雲

蓮心院殿

宗顓式叉

今年は雨つゞき何方も不都合なる事おほく。此間有馬へ參り候。彼方もことに山川水まさり通路とまり候。しかし拙子往還の比は日よりまん宜しくあやうき事なく悦存候

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。○義璋女の事前に記せるが如し。されば此書は天明七八年頃の御消息なるべし

五〇皓月式叉に和歌を報ずる書

天明七年六月十六日  
尊者七十歳

長福寺藏

錫杖の柄に書付ける

露の野邊霧の山陰ゆきかへり。ともなふ法の道のひとすじ  
此間記し申候。御しるしおき頼存候

雙龍庵

皓月式又

編者曰。皓月尼の集めたる尊者の和歌集に「天明七年六月十六日出高井田よりの尊  
書のおくに。錫杖の柄に書付させたまふまで」と題して此の歌を出せり。依りて此書  
は天明七年六月十六日の御消息なることを知るべし

五一蓮心院慧琳尼并皓月式又に答ふる書

天明八年九月九日  
尊者七十一歳

長福寺藏

先月廿六日の御文相達し披見致し候。彌御安全に御入なされのよし  
悦存候。此元かはることなふ。有馬よりも此五日に歸寺致し候。上京の  
事菩薩戒願受の人々あるよし。左候は、皇都の福縁施主の福縁に上

京致すべく。智清尼も願受のよし。其節授與致すべく。猶萬事疊峰比丘  
のはからひに任すべく存する事。師弟の中にも老人の世間へ出た  
がり候様は見ぐるしき事と存する事に候。香山尼一昨日命終なり。折  
しも明日は智周尼の百ヶ日也。折々人のうわさに見過し候事と存候。  
疊峰が指圖次第にて今年か來春か上京委曲を得べく候 已上  
來年三四月比有馬桂林寺にて灌頂興行の筈に御座候。しかし地藏  
院流と云のにて。尼衆の許可ははかりがたく候。今年か來春上京の  
事疊峰へ申遣し候へども未返事をこさず候間決しがたく存じ候。  
なを秋冷をもよほす比。宜しくおしのぎ可被成候 已上

九月九日

雙龍庵

蓮心院殿

皓月式又

編者曰。此一通皓月尼三世の光草稿の中にあり。○此中香山尼一昨日命終とあり。香



山宗悟式又は天明八年戊申九月七日の入寂なれば。此書は同年九月九日の御消息なること明なり

五二蓮心院慧琳尼并皓月式又に答ふる書

天明八年極月廿三日  
尊者七十一歳

長福寺藏

十三日の御文昨晚相達し披見致し候。仰のごとく寒中。彌御安全に御入なされのよし悦存候。拙子平安に居申候。御所々御機嫌よくならせられ悦上候御事におはしまし候。女一宮様。先比少々は御不例に御入遊ばし。しかし此間はよろしき御沙汰。いか斗悦上候。御寺面東となり。南表御ひろげなされ候よし。後惠光院様御祠堂と究り候よし悦存候。法の一助と存入事に候。拙子御たのみ入置候偏衫出来のよし。是は來春灌頂法事に著用致すべく悦存候。義仙尼御くろうと存候。袈裟は來春にもなるべきよし。御尤に存候。是はいそぎ候事にてはなく候

間。ゆるく御仕立たのみ。拙詠御うつし此元に請取おき候。一往披見の後。慧日式又へ渡し可申と存居申候。土藏御ふしん。瓦は上り候由。次第に成立悦存候。のこりは春成立との事御尤に存候。已上

皓月式又御工夫事返事。別紙申入候

極月廿三日

慈雲

蓮心院殿

皓月式又

御返事

編者曰。此書文中に「拙詠御うつし此元に請取おき候」云云とあるは。皓月尼尊者の御歌を集めて一冊とし尊詠寫と題して尊者の御覽を願ひたるをいふ。尊者御覽ありて處々御添削の上送り返されたれば。表紙に皓月尼自筆にて尊前御覽相濟と記し置けり。其本長福寺に現存せり。今之を見るに天明八年八月迄の御歌六十六首を集めたり。其より以後の御歌は見えず。又此書に「土藏御ふしん瓦は上り候由」とあるは。長福寺日記を檢するに天明八年九月廿八日の條に「午半刻過女院御所様より當寺

土藏普請に付金子六兩御供養。使友八。未刻歸る。とあれば。土藏の普請は此年の事と見えたり。又文中に「來春灌頂法事」云々とあるは前書に見えたる有馬桂林寺の灌頂なるべし。依て此書は天明八年極月廿三日の御消息なること明かなり

五三慧琳皓月兩尼より御尋の書并尊者の御返書

長福寺藏

彌御機嫌よくあらせられ候哉。伺申上度ぞんじ上奉候。一昨日は上り候て御拜申あげ。ありがたく存上候。彌今日よりつとめにかゝり候つもりにおはしましたし候。昨日は種子曼荼羅。四とうだい拜しやく致候てありがたく存上候。そのせつ僧容の手紙遣し候得ども。もし他行致され候はゞ。御直に御覽あそばしいたゞき候様にと願候様に申付まいらせ候處。間違ひ候様子故。今日人して御伺申上奉候。十二天の眞言歸命の句。何れをとなへ候てよろしく候哉。伺奉り度候

又御伺申上候。地結は金界の地結にて始是通リ終よろしくおはしましたし候や。又此間よりいまだ申上ず候様に存候。兩部は前此通リ具一面にてつとめ候て。護摩此通リばかり四面のつもりにおはしましたし候が。それにてよろしくおはしましたし候はん哉。また四とうだいは四つをく事と。此間より心得居申候が。こゝ元のとほ。このほか高さちがひ候が。二本にても畧スレハニよろし



如是也

本也二本ノトキハ一本ニ  
く候半哉。伺申上度存上候

又種子曼陀羅一ふくにて候へば。左の方には大師の像をつけ候ても此もよろし苦しからず候半哉。伺申あげ候

又略念珠の金剛界通リ小金剛輪は。五處加持ばかりにてよろしく哉。胎藏略念珠は根本印眞言。此を用ゆ満足一切智々にて四處かちにておはしましたし候哉。無所不至にておはしましたし候哉。今一おう伺申上度存上候  
御六かしくあらせられ候半ながら。おぼつかなくおはしましたし候故。伺

奉候。何もまた遠からぬうちには。やすみのうち上り候て御拜申上候。

と  
こののほか。あしき時氣。随分御用心あらせられ候様にこのみ願上候。めで度と

小子慈琳宗顯 稽首拜上

奉

尊大和上様

御侍者下

尊者御筆  
傍注に御返事申入候。扱持明院の事聞合せ度存候。昨日操山公も御出也。外には思あたりの寺なきげに候也

編者曰。此書本文の傍注は尊者の御返事なり。又末尾の傍注に御返事申入候云云の文も尊者の御筆なり。○此中僧答を呼捨てにするは皓月尼の肉弟なるが故なり。○蓮心院慧琳尼は寛政元年五月廿二日入寂なれば同尼の名ある諸書は何れも寛政元年已前なり

五四蓮心院慧琳尼に答ふる書

天明九年正月廿四日 尊者七十二歳

長福寺藏

御文披見致候。安居竟御さはりなふ御満ぞく。ことに末の衆迄も要期如法に御つとめのよし。誠に末法なれど佛世の聖風にかはらず。老後ことに悦候事に候。此元にて同條にみなく如法に相つとまり悦存候。猶餘寒宜しく御しのぎ可被成。此元灌頂も次第に近より。只今より支度にとりかゝり居申候 已上

正月廿四日

皓月尼より夢の事委曲御申し。香山式又没後なをも御追善の事御尤存候。此元にも宗珠尼など随分と心をそへられ候様に見うけ候 已上

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。○宛名開けたれども文意に依りて察するに慧琳尼に送れるものと思はる。又香山宗悟式又は天明八年戊申九月七

日の入寂なれば。此書は天明九年正月二十四日の御消息なるべし。隨て「此元灌頂も次第に近より」云々とあるは前の書に見えたる有馬桂林寺の灌頂なるべし。三四月比興行の答なれば「次第に近より」云々と記し給ふなり

五五皓月式又義仙求寂に答ふる書

寛政八年正月廿二日  
尊者七十九歳

長福寺藏

本月三日九日二通十九日同く昨日相達し披見致し候。彌御安全に春に御うつりなされのよし法喜に存じ參らせ。拙子平安に春をむかへ居候。此十一日より下山にて高井田萬善寺の間に居候。□□し候て事しげくこれにはこまり居申候。山中とはちがひ寒氣はしのぎやす候。此間少々餘寒にふれ候へども隨分かるき事に候。食味あしからず候間御きづかひなさるまじく。此度は僧ゑい下坂致し對面致し候。隨分相あらため候よしにて悦存候。左候へば相をうに。此後は法の用に立可申と存する事に候。餘は傍注にて御返事申入候 已上

正月廿二日

女院御所御四十九日この十八日高井田にて土砂加持相つとめ申候。明堂純翁師忍瑞等四人僧そろい。その外は沙彌衆等にて御拈香つとめ上。誠に御のこりおほき御事は申盡しがたく存上候 已上僧ゑい事委曲は直に御聞可被成候。此度觀音寺の年貢不納にては相續のところ心元なく。疊峰に委曲申置。財寶は餘分も可有に一向に遣し申さず。頼かひなき事也。逆も拙子没後法式取立可申様子には相見へ不申。それにつき此度改めて禪師に託し申候。拙子滅後にても忌日法儀も相立候様を存じ候。勿論年貢の事は萬善寺より調可申義に御座候。委しくは對面ならでは知れがたくと存候。右抵相違なく候へば僧ゑい此已後は法儀も相立相應には成立あるべき事と存じ居申候 已上

雙龍庵

皓月式又  
義仙求寂

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。○此中女院御所御四十九日云云とあり。女院とは恭禮門院を指す。恭禮門院は寛政七年十一月晦日御崩御なれば。此書は寛政八年正月の御消息なること明なり。又文中に觀音寺とあるは宗睿の住房伏見觀音寺なり。此寺今に存し新義智山派に屬す。境内に尊者の墓井僧容の墓あり

五六心蓮院素光院兩御局に答ふる書

寛政八年夏頃 長福寺藏  
尊者七十九歳

(前文闕)此度法樂寺事につき品により疊峰下向にて師跡相ぞく致し候様の相談御聞に達し。もし左様にもあらば京都さびしくなりゆき故女院様 故門院様御志願ありて御とりたて遊され候兩尼寺も法儀いかゞのおぼしめし委しく仰御尤に存じ上候。此法樂寺事は未駘ととりしまりたる相談ならず。大方は疊峰下向なくとも相濟候

様に聞へ申候。もし疊峰下り候に決定なり候はゞ。拙僧上京致し京都の法儀おどろへなき様 上つ方の御法縁も御さゞこほりなき様に致すべく。委しくは義憶尼へ對面申入候 已上  
先大抵はおちつき可申とさつしられ候。左候へば疊峰下り候に及ばぬ事と愚意に存じ居申候 已上

慈雲

兩御方へ  
御返事

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。○宛名に兩御方とあるは心蓮院素光院の兩御局なり。心蓮院は堀川の局源宣子といふ。後に綾小路の局と改む。素光院は押小路の局藤原元子といふ。共に恭禮門院の典侍にて長福寺建立に盡力せられたる人なり。○此書年月明ならず。但し寛政八年夏頃の御消息なるべし。其故は天明四年長福寺成り。寛政元年開明門院薨ぜられ。同五年水藥師寺成り。同七年十一月恭禮門院崩じ給ふ。今の文中に故女院様故門院様等とあれば。寛政七年十一月恭禮

門院崩御の後なること明なり。而るに疊峰和上を法樂寺跡相續に擬せしことは。當時の記録なきを以て今其の年月を知るに由なしと雖。且らく之を推想するに。天明元年松林閑節和尚遷化の後。貞紀和上法縁の人にて其の跡を相續するものなく。惠門和尚。惠明阿闍梨相繼で他より入りて相續したるに。惠門和尚は寛政七年十月に遷化し。惠明阿闍梨は寛政八年四月に遷化せり。其の跡を繼げる慈海和尚は長壽を保ち文政四年に至るまで住持せり。されば法樂寺跡相續の爲に疊峰和上を推す者ありたるは。寛政八年四月惠明阿闍梨の遷化より慈海和尚住職決定に至るまでの間なるべし。然らば此書は寛政八年夏頃の御消息なるべしと思はる。

五七皓月式又義仙求寂に與ふる書

寛政八丙辰年十月十九日  
尊者七十九歳

長福寺藏

先月御歸寺。早そく御文御出し。相とゞき披見致し候。拙子もその日終日雨にて。駕籠の内もうつくしく。日暮過に萬善寺へ著致し候。少々はふれ候得ども。早そく平癒致し。安全に居申候。來月は大方和州へこ

し可申 女院様御一周忌は。大方高井田寺にて相つとめ可申。なをそのをり御通達申入べく。今年はいまに寒さと云ことなく。冬分には氣候不相應に覺へ申候。宜しく御しのぎ可被成 兩御局御方。その外御局方梅女殿。御序に宜しく御傳たのみ存じ候。總持寺より御歸のをり。路のほご御なんぎ。さつし參らせ。しかし御さわりなふ御入の由。大慶存じ候 已上

先日より高井田萬善寺兩寺の内に往來致し。事しげくくらし申し候。明日は住よし遠里小野邊へ請に應じ候。此廿三日の垂誠は高井田にてつとめ申候。廿四日に高貴寺へ上山致し。廿八日に和州へこし申べく存じ居申候 已上

十月十九日

雙龍庵

皓月式又

義仙求寂

編者曰。此中に女院御一周忌とあるは恭禮門院の一周忌法要を指す。門院は寛政七年十一月三十日の崩御なれば此書は寛政八年の御消息なるべし

五八おうた様に答ふる書

寛政八丙辰年極月八日  
尊者七十九歳

長福寺藏

御ふみ披見致し候。仰のごとく寒氣いやましなる御事に候。其御方御壯健御入遊ばし。のよし。御目出度存じ參らせ候。此間にては御引とり御すませられ。御ことすくなに御いり可被成。拙僧平安に居申候。先達ては袈裟こまやかに御裁縫なされ。御功ごくの成立のほど隨喜に存じ參らせ候。なを今日は寒にいり候由。宜しく御しのぎ可被成候。已上

先月末 故女院御所様御一周忌相つとめ。誠にうつりゆく月日と存じあげ候御事に候。已上

極月八日

慈雲

おうた様御方

御返事

編者曰。おうた様とあるは恭禮門院の中藤右京の局なり。後に尊者に従て出家し名を改て俊峰義寛尼といふ。長福寺に住す。此も前と同じく寛政八年の御消息なり

五九おうた様に答ふる書

長福寺藏

高井田にしの方より

初春の御しうぎ都鄙のへだてなふ。その御方御壯健に御ごしを御むかへ遊すべく。御所々御機げんよく春に御うつりあらせらるべく。悦上候御事におはしまし候。拙僧平安に重年致し。冬ごしは寒氣御見まゐとして御文御こしなされ。山中へはおしつめて相達し候。それゆへ御返書をそなはり申候。なを餘寒よろしくおしのぎ可被成候。已上

拙子事。山中にて冬をしのぎ春にうつり。一昨日爰許へこし。しばらく

くは此邊にをり申候。三月末には上京も致すべく存じ居申候。已上  
正月十三日  
おうた様御方  
高貴寺

御返事

六〇お歌様に答ふる書

寛政九年後七月十八日  
尊者八十歳

長福寺藏

御ふみ相達し披見致候。仰のごとく残暑未おさまりかね候折しも。彌  
御壯健に御いり遊ばしのよし。御目出度存じ参らせ候。御所々御機  
嫌よく御そろひ在せられとの御沙汰。悦上候御事におはしまし候。拙  
僧平安に居申候。京都もせつ／＼地震ゆり出との御事。此邊も同様に  
て。しかしおごろき候ほどの事もなふ。是も此ころは大方おさまり申  
候。いまに秋のあつさ。宜しく御しのぎ遊すべく候。已上  
盆の御しうぎ幾久しく祝候御事に候。已上

後七月十八日

慈雲

お歌様御方

御返事

編者曰。後七月とは閏七月なるべし。閏七月は寛政九年にあれば。此書は寛政九年閏  
七月十八日の御消息なるべし。京都の地震も寛政九年なる事。次下の御消息にて明  
なり

六一おうた様に答ふる書

寛政九年丁巳中秋十九日  
尊者八十歳

長福寺藏

大阪北野萬善寺より

御ふみ披見致し候。仰のごとく秋のすゞしさ。彌御壯健に御入遊ばし。  
御目出度存じ参らせ候。御所々御機げんよく御そろひ在せられ。悦  
上候御事におはしまし候。しかれば御出家の御願しん。時いたり候よ  
し。拙子上京までは日數すくなからず。善事に候へば障なき内とおぼ



しめしの由。御尤の御事に候。疊峰よりも右之様子申参り。是は拙子を御請し遊され候事なれば。たとひ外に居申候ても同事の御事に候。彌九月十月の間に御願しん御満じ可被成。なを心蓮院様素光院様へ宜しく御傳へたのみ存候 已上

京都は地しんおりくゆり候よし。此邊は先々月の間四五度もゆり候へども。かすかなる事にて。おごろき候ほどに候。此間はそのけもなくなり。おだやかになり申候。是よりひえ出申べく。宜しく御しのぎ可被成候 已上

中秋十九日

高貴寺

おうた様御方

御返事

编者曰。後峰義寛尼の出家は寛政九年九月二十日なれば。此書は同年八月十九日の御消息なるべし

### 六二皓月式又及び義寛尼に答ふる書

寛政九年九月廿四日  
尊者八十歳

長福寺藏

一昨日の御ふみ今朝相達し候。彌御安全に御入なされ大慶存じ入候。義寛尼公御剃度。御とゞこふりなふ御成就遊ばし。まことに今しばし御延引にもやと。かねて存じ候に。はやく御得度相すみ。この後御法の御つとめごと次第に御成就可被成。老後ごに御たのもしく存事に候。御里にても。只今になりては随分御よろこび遊ばし候よし。一段の御事。爾後は御法縁にも相なるべく。なをこれより寒さにも相なるべく 已上

御保護にて御つとめ可被成 故女院様にも御満足ならせらるべきと存じ上候御事におはしまし候。なを心蓮院様へもよろしく御傳へたのみ存じ候 已上

九月廿四日

慈雲

皓月式又

義寛尼公

御返事

編者曰。義寛尼制度は寛政九年九月廿日なれば此書は同年同月廿四日の御消息なること明なり

六三心蓮院素光院兩御局に答ふる書

寛政九年極月十四日  
尊者八十歳

北野萬善寺より

長福寺藏

寒中御見舞おぼしめされ。御文御をくり下され。披見致し候。彌御壯健御入遊ばし。のよし。御目出度存じ參らせ候。疊峰も平安にをり候。由御入筆下され。委しくうけ給り候。拙子平安に居申候。仰のごとく今年は寒氣はげしき様。何方も御同事に覺へ申候。しかし此間になりてはお

だやかに。冬の内ながら春をもようし候。京都も御同條なるべく。一日は義寛尼公御下向なされ。此へん御覽もなされ。しかし所不都合にて如何しく存じ候御事に候。としの内餘日なく。來春を待居申候。已上なを寒氣。よろしく御しのぎ遊ばし。春を御むかへ可被成存じ參らせ候。已上

極月十四日

慈雲

心蓮院様

兩御方

素光院様

御返事

編者曰。此書は尊者大阪萬善寺より送られたる御消息にして。文中に「一日は義寛公御下向なされ此へん御覽もなされ」云とあり。義寛尼は寛政九年九月二十日長福寺へ入寺し。其日直に剃髮出家せること。及び其席には心蓮院素光院の兩御局も參列せられたること。長福寺日記に詳かなり。又同日記の同年十月十八日の條に「未刻より皓月式又姉大坂へ御下向。御隨伴義憶沙彌尼。義寛公。與從爾農尼。義長。義得子。義

忍子。荷物岩之助。伏見觀音寺へ御出。是より義憶沙彌尼。義得子。岩之助成刻歸寺」とあり。此は義寛出家後始めての大阪下向なり。此の下向何の爲めといふ事を記さざれども。想ふに義寛尼去月廿日剃髮出家したるに付き。尊者へ御禮の爲めなるべし。今の書に「一日は義寛公御下向なされ」といふは此時の事を指す歟。「一日は」はイツノヤと訓む意歟。「先日は」先般は」といふと畧ぼ同じ。十二月に至りて十月の事をいふ故に「一日は」といへるなるべし。若し爾者此書は寛政九年極月十四日の御消息なること明なり

六四義寛尼に答ふる書

寛政九年極月廿三日  
尊者八十歳

長福寺藏

御ふみ披見致し候。仰のごとく寒氣はげしく。何方もしのぎかね候と申事におはしまし候。彌御壯健に御入遊ばし。のよし御目出度。今年は御出家のはじめの冬に候へば。何事も枯淡に御なれがたくやとさつし。参らする御事に候。此もと相かはらず。此地は大阪よりはすこし事

すくなき方にて。老後のこゝろやすく。寒氣は又高貴寺あたりよりはゆるやかにて。雪もつもり候事なく。先何事もをだやかに春ちかくくらし居申候。ごしのくるゝにしたがひては。來夏の上京も次第にはごちかく覺候御事に候。年内あまる日數すくなふ。猶寒氣よろしく御しのぎ春に御うつり可被成候 已上  
なをちかき春に申入べく候 已上

極月廿三日

慈雲

義寛尼公

御返事

編者曰。文中に「今年は御出家のはじめの冬に候へば」云云あるにて。此書は寛政九年の御消息なること明なり

六五皓月尼より菩薩戒法則回向の文を尋ぬる書

寛政十一年二月廿日  
尊者八十二歳  
長福寺藏

受菩薩戒法則回向之文

此立しく候 知我心者 疾得成佛

十善戒回向之文

知我心者 速令成佛 是は謬也  
ニテテ尊者ノ御筆也

右回向の文。去年兩人法同受戒のせつ。仰いたゞき候故。ぼさつ戒の法則かなをつけ置候處。ふと十善の法則を拜覽致し候へば。かやうに御座候故。如何の事哉とぞんじ申候まゝ。認御覽に入申候 已上

小子宗韻稽首拜

上

編者曰。次下の尊者の御返書に依り此書は寛政十一年二月廿日の消息なることを知る。此中去年兩人法同受戒のせつ云云とあるは。長福寺日記に依るに。寛政十年七月廿二日義仙尼義寛尼の兩人阿彌陀寺に於て尊者に從て法同抄彌戒を受くと見えたり。今之を指す

六六右の書に對する尊者の御返書

寛政十一年三月十三日  
尊者八十二歳

大阪萬善寺より

長福寺藏

先月廿日の御ふみ。昨日披見致し候。御氣そくよろしき方に御入のよし安心に存じ候。なをとくと御養生可被成。拙僧平安に居候。事しげきにはこまり居申候。今日より高井田へむけ。明日は高貴寺へ上山致すべく。彼地にてはすこしいとまあるべくと悦居申候。菩薩戒十善戒回向の文に朱書を加へ候間。御覽可被成候。先日は梅姫殿より淺草海苔御こし。相とゞき申候。御序によりしく御傳たのみ存候。義得尼大佛頂の考試御すみのよし。次第に道業増長と奇ごくの事に候。此夏は高貴寺にて安居致すべく存じより候。阿州の事。先延引なり。悦居申候。老後の事一事なりとも事すくなにくらし居申候半と存じ居申候。何方へも御序によりしくたのみ存候 已上

今年は餘寒ながびき。老身にはこまり居申候  
次で去年御うつし置被<sub>レ</sub>成候十種神寶、圖坊城殿より出候。右暫借用申  
度。飛脚便りでもくるしからず。しばし御借<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。已上

三月十三日

雙龍庵

皓月式又

義仙求寂

編者曰、此書文中に「義得尼大佛頂の考試相すみのよし」云云とあり。而るに長福寺日記寛政十一年二月十五日の條に「今日阿彌陀寺に於て義得擬得業大佛頂内試致され候。御證明和上様、定空様、法琳様、智堂様」とあり。又十七日の條に「今日義得擬得業大佛頂陀羅尼考試致され候。證明實堂式又姉、操山式又姉、沙彌尼義仙、義寛求寂姉、義圭沙彌尼義憶、沙彌尼、義典爾農尼、與從爾農尼、宗明擬得業」とあり。されば此書は寛政十一年三月十三日の御消息なること明なり

### 六七心蓮院素光院兩御局に答ふる書

寛政十一年十月廿二日、尊者八十二歳

長福寺藏

御ふみ披見致し候。仰のごとく寒さに趣候をりしも御壯健に御入遊  
ばし御目出度。中宮様御機嫌よく入せられいか斗り悦上候。拙子上  
京□事早くも工面致し候様を仰こされうけ給り候。しかし先師事高  
井田にては開山の事に候へば此後寺あらん限り百年忌百五十年回  
と幾久しく報恩法事相つとめ候事に候へども。法樂寺にては第二代  
に立候へば此度十二月七日とぶらひおさめと云事に候へば。拙子外  
へ參る事致しがたく。勿論此度は格別の御事に候へばおして上京致  
し候にさしとめ候人もなく候へども。只今にては法縁にも俗縁にも  
親しき者一人ものこり居申さず唯拙子一人の事ゆへ。正當十二月七  
日を相つとめ上京致申べく。此だん御聞わけ遊すべく。勿論御呪願  
の事は先々月より宗顛より申こし候て已來おこたりなく相つとめ  
居申候。右委曲く御おしはかりねがひ上候。已上

猶いやましの寒さよろしく御しのぎ遊すべく候 已上

十月廿二日

慈雲

心蓮院様

兩御方

素光院様

御返事

編者曰。此一通長福寺所藏の皓月尼三世の光草稿の中に在り。○此中に「先師事高井田にては(中畧)法樂寺にては第二代に立候へば此度十二月七日とぶらひおさめと云事に候へば(中畧)正當十二月七日を相つさめ上京致申べく」云云とあるは。貞紀和上五十年忌の法事なるべし。同和上は寛延三年十二月七日の入寂なれば。寛政十一年十二月七日は正に其の五十年忌に當れり。依て此書は寛政十一年十月廿二日の御消息なること明なり

六八心蓮院素光院兩御局に答ふる書

寛政十一年頃  
尊者八十一二歳

長福寺藏

本月七日の御ふみ相達し披見致し候。仰のごとく極寒の折。兩御方御壯健に御入遊ばし御目出度存じ參らせ。拙僧平安に居申候。長福寺にて佛名會つとまり候との事。隨喜に存じ入候。その序には御參詣遊ばし。義寛公にも導師つとまり候よし。隨喜に存じ入候。猶も法のため御成立なさるべき様を存する御事に候。年内餘日なく寒氣よろしく御しのぎなされ春を御むかへ遊すべくと存じ參らせ候 已上  
今年は寒氣ゆるやかにて高貴寺山中も雪すくなく。しのぎやすき方にて。その御地はなをもとさつし參らせ候 已上

極月十七日

心蓮院様

兩御方

素光院様

御返事

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。○寛政十年十一月の長福寺佛名會には義寛尼散華師を勤めたること同寺日記に見えたれば。導師を勤めたるは寛

政十一二年頃なるべきか。爾者此書は寛政十一二年頃の御消息なるべし

六九皓月式又義寛求寂に與ふる書

寛政十二年六月三日  
尊者八十三歳

長福寺藏

先月晦日の御文相達し披見致し候。先比は御どうりうにて大慶存じ候。御歸るさ路のほど都合と、のひ候よし。其後大暑の時候に。彌御安全に御入なされ大慶に存じ候。義寛公廿七日に御所へ御上りなされのよし御尤に存じ候  
中宮様先格別の御ふれもあらせられず。醫者衆も御脉御腹部もよろしくならせられとの御事。悦上候御事に候。しかし。ごかくに御こゝろせまり遊ばし。御ゑんりよがちなる御様子。誠に御案じ申上候。くわしくもうけ給るべき品にもあるべき。しかし飛脚便りにてはわかれいかゞこの事。御尤に存じ候。上京のをりしも。うけ給るべく候  
御呪願の事。おこたらず相つとめ可申。助法に壘峰比丘壘峰書面には朔日よりと二日より息災

申候  
敬愛の修法相つとめ可申由。尤の義に存じ候。油小路様御心づかひなるをもむき。是は御尤なる御事に候。此度白かね二枚。御香花料の御ぼしめしにて御くよう遊ばし。御てゐねいの御事に存じまいらせ。なを御序に宜しく御傳へたのみ存候。長福寺にても打寄眞言念誦御つとめ被成のよし。御尤に存じ候。誠に只今御大切の御所様の御事なれば。心あらん人々は身に及び力にをよび候だけは。御油断もあるまじく。なを暑中宜しく御しのぎ可被成候 已上  
先日の御書付返辨参らせ候。僧ゑいも時疫のわづらひにとりあい候よし。案じ入事に候

六月三日

慈雲

皓月式又

義寛公求寂

編者曰。寛政十二年五月中宮御所(光格帝の中宮新清和院なり)御病氣に付き。皓月尼

御所の御内意を承り。同月廿二日義寛尼を随伴として大坂に下向し。親しく尊者に御呪願を願ひ上げ。三日間滞在にて廿六日歸京し。翌廿七日義寛尼中宮御所へ参りて御復命申上げ。晦日皓月尼より尊者へ其後の御容體并に墨峰比丘助法の事を報じ。且は中宮御所より御志の御香花料を御送り申上ぐ。此書はそれに對する尊者の御返事なり

皓月義寛兩尼大坂下向の事は。長福寺日記寛政十二年五月廿二日の條に「辰刻前より式又姉大坂萬善寺へ下向。御随伴義寛求寂姉。御隨侍義長尼」とあり。又廿六日の條に「齋後式又姉大坂より御上京。御隨伴義寛求寂姉。御隨侍義長尼」とあり。此の下向中宮御所御病氣御呪願御願の爲なることは。次下に出せる六月九日心蓮院素光院兩御局に宛たる尊者の御手紙に。「先日は皓月尼下向にて内々中宮様御呪願なつとめ候様との御事うけ給り相つさめ。京都にて墨峰助法つさめ居申候」とあるにて明なり。又此の下向の時廿三四五の三日間大坂滞在なるゆゑ。此書に「先比は御さうりうにて大慶存じ候」とあり。又兩尼廿六日上京し。翌廿七日義寛尼復命の爲め参内せられたるゆゑ。此書に「義寛公廿七日に御所へ御上りなされのよし御尤に存じ候」とあり。晦日に至りて皓月尼より其後の御容體等を尊者に報じたるゆゑ。六月三日付

の此書に「先月晦日の御文相達し披見致し候」とあるなり

又此書寛政十二年の御消息なることは。文中に「傳ふいも時疫のわづらひにこりあひ候よし案じ入事に候」とあるにて愈よ明なり。其故は僧容は皓月尼の肉弟にて。長福寺日記寛政十二年六月朔日の條に「今日未刻伏見觀音寺より御使者参る。僧容求寂様いかう御すぐれあそばさす候との御事にて。式又姉御見舞のため御出なり。御同伴義仙求寂姉。御隨侍與從爾農尼」とありて。六月三日に至り遂に死亡せること同日記并長福寺過去帳に見えたるが故なり。又文中に油小路様とあるは中宮新清和院の御所に事へたる女官油小路の局なり

七〇心蓮院素光院兩御局に答ふる書

寛政十二年六月九日  
尊者八十三歳

長福寺藏

暑中御見舞として御文おぼしめしよらせられ披見致し候。仰のごとく暑熱甚しきをりしも彌御壯健御いりあそばしのよし悦上候。御所々御機嫌よく御そろいあらせられ。ゆたの宮様あつさの御さわりもあらせられず。かすく御めで度存じ上候。拙子平安に居申候。



先日は皓月尼下向にて内々 中宮様御呪願をつとめ候様との御事  
うけ給り相つとめ。京都にて疊峰助法つとめ居申候。此度萬事よろし  
き御沙汰にあらせられ候よし悦上居申候。夏竟り候はゞ拙子も上京  
致すべくこの事に御座候。先暑中御見舞かたじけなく存する御事に  
候 已上

なをく 暑中よろしく御しのぎ遊すべくと存じ入候 已上

六月九日

慈雲

心蓮院様 御方

素光院様 御返事

編者曰。此一通皓月尼三世の光草稿の中にあり。○此書も中宮御所御病氣御呪願に  
關するものにて。前に出せる六月三日の書と同じく寛政十二年六月九日の御消息  
なること明なり

七一皓月尼より尊者に上る書并尊者の御返書 長福寺藏

晦日<sup>△</sup>に小子布薩に出候留主に參候文に。筑前殿より。廿九日の夜の雷  
御所の大ばん所<sup>ハ</sup>落候御事。あまり無<sup>ハ</sup>御事<sup>故カ</sup>趣。恐れ入候御事に候ま  
ゝ。右のよしも申入吳候様にこの御事におはしましたし候。御呪願の思し  
めしも。あらせられ候はんまゝ。一寸申入參らせ候。ごなたく様にも。  
御さはりあらせられず御機嫌よくおだやかにおはしましたし候様にと。  
願參らせ候御事におはしましたし。めで度と

小子宗韻稽首拜上

奉

尊大和上様

御侍者下

披見<sup>尊者答書</sup>致し候。近年になき事。しかし何のさはりもあらせられず。悦上候  
御事に候。猶随分御呪願の程存じ居候。多事故傍注の御返事申入候

編者曰。此書は尊者の答書別の紙を用ひず。皓月尼の書の最初の晦日といふ處に挿を引きて。披見致し候云々の文を傍注の如くに書入る。一紙にて贈答を兼ねるなり

七二皓月式又義仙求寂に答ふる書

寛政十三年二月三日  
尊者八十四歳

長福寺藏

御ふみ披見致候。愈御安全に御入のよし。しかし御持病の様子。御ほやう專一と存事に候。土御門殿より御つゝしみの事奏聞に及び候よし。御尤に存候。凶事もつゝしみふかければ返て善事となるとうけ給る事に候。ふしのり相達候。珍敷賞味致すべく。御序に宜しく仰上られ頼存候。あらゝ御返事致し候 已上

二月三日

慈雲

皓月式又

義仙求寂

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。〇次に出す所の寛政十三年三月

朔日和州郡山より皓月式又義仙求寂尼に與へらるゝ御手紙に「先達而の御ふみに二月は 御上に御つゝしみあらせらるべく。土御門殿より 奏聞に及びよし。何事なく彌生にうつり安心の事に存じ候」とあれば。此書は寛政十三年二月三日の御消息なること明なり

七三皓月式又義仙求寂に與ふる書

寛政十三年三月朔日  
尊者八十四歳

和州郡山より

長福寺藏

折しも暖和になり候。彌御安全に御入なさるべく。今日例月の修法相つとめ。御洗米をのぼせ。宜しく御取はからひたのみ存じ候。中宮様御きげんよくならせらるゝ。悦上候。此元用事も大方はかたづき申候。上京もちかより申候。來月中旬は對顔可申入。先達而の御ふみに。二月は 御上に御つゝしみあらせらるべく。土御門殿より 奏聞に及よし。何事なく彌生にうつり。安心の事に存じ候。何方へもよろしく頼存じ候 已上

三月朔日

慈雲

皓月式又

義仙求寂

此百當所の人々墨跡をもとめし中にひな一對の繪に賛を請けるに

たづねては雲井はるけく萬代にかぎりをしらぬ天の浮橋

としたゝめ遣し候。一笑

編者曰。皓月尼の集めたる尊者の歌集に寛政十三年三月朔日和州郡山よりの尊書に云云として此の歌を出せり。依りて此書は寛政十三年の御消息なること明なり。文中に中宮様とあるは光格帝の中宮新清和院なり

七四皓月式又義仙求寂に與ふる書

寛政十三年五月朔日  
尊者八十四歳

長福寺藏

彌御安全に御入なさるべく。御腫物次第に御平愈とさつし參らせ候。

今日の修法相つとめ御洗米さし上。宜しくたのみ存候

中宮様御機げんよくならせらるべく。萬端御都合よろしくいらせらるべく。冷泉様御安全に御入遊すべく。宜しくたのみ入候。拙子平安に居申候。講釋もちかき内しまる申べく。今日はここにいそがはしきに。あらまし申入候。義忍の工夫事披見致し候。ちかきに寶靜師御上京あるべく。委曲はそのたよりに御聞可被成候 已上

五月朔日

皓月式又

義仙求寂

義寛公へ宜しく。その外何方へもよろしくたのみ入候

編者曰。此は前書と同様の模様ある用紙を用ゆ。恐くは前書と同じく寛政十三年の御消息ならん歟。此中に義忍とあるは堅體義忍尼にて長福寺の尼僧なり。寶靜師とあるは寶靜僧誘(又は寶靜聖諱と云ふ)律師にて。久しく尊者に隨從し後に南都

唐招提寺長老となりたる人なり

七五皓月式又義仙求寂に與ふる書

寛政十三年八月  
尊者八十四歳

和州郡山より

長福寺藏

彌御安全に御入なされ。大慶存じ候。此十二日に和州へこし候。今年は  
めづらしく三笠山の月を郡山の城内にて見候。武士のそなへ。内外の  
堀。矢櫓の設け。弓鐵炮のさまなれど。誠に治世の目出度さ。静謐の姿。住  
にかひある世に御座候。此とき正法律を世にとなふ人あり度。四海内  
一人も刑罰の者。困窮の人もなく。道にそむく者もなき様にあり度な  
り。此善ごんとしを経て。人民男女の相好まで見ぐるしからぬを見參  
らせ度事也。今の世にも正法を信する人々おほく覺へ候得ば。唯いざ  
なふ人を得たき事なり。但し出家人のなか志なく。唯世俗名利の僧尼  
のみに。法滅の相をもかへり見ぬ様になり下る也

阿部仲丸がむかし唐土の明州の津にて諸官とさし示せしこと。

おもひ出て

もろこしの人もさしてし春日なる。三笠の山に出る月影

慈雲

皓月式又

義仙求寂

編者曰。皓月尼の集めたる尊者の歌集に「寛政十三年八月郡山よりの尊書に」云々と  
して此の歌を出せり。依て此書は寛政十三年八月の御消息なることを知るべし

七六皓月義仙兩尼より尊者に上る書并尊者の御返書

十二月十二日 長福寺藏

御機嫌よくおつゞき遊し御ようだい御よろし  
くあらせられ候御さたうかゞひありがたさ。しかしいまだとくとくは  
御調ひ遊し候はぬやうに伺候まゝ何卒随分く御保養あそばし候  
様と願さくどよろしく今日は倉光の請を受候候。小子事も風邪は當分の事ながらよほごつかれ候かた

にて。ぞんじ候よりは氣力薄く御尤に候。御つれの事と存じられ候やすみ居候て得出不申。御遠々敷ぞんじ上候事におはしまし候。しかし少々づゝこゝろよく候へば近日には出候様にとくご御快く御來儀を待参らせ候成候半かぞぞんじ居まいらせ候。扱は御洗米御神事にて得上不申。十四日に上候半とぞんじ上候。書付渡し候上包の紙上候まゝ御書付願上候。扱また善妙寺にて出來候慧猷様ふんぞう衣さゝれ候御かたがたの御名前前書付關東へ參候様子にて下書頼まれ候故ふみして認もらひ候が。随分によろしくと存候。一雲比丘、託し可申候事にてよろしく候半や。御覽に入申候。家の女房と認候は御遣ひあそばし候女人の事にておはしまし候。かしく心蓮院様へかやうに認候半哉と申候得ば左様にてよろしく候半かと御申あそばし候故認候へども猶御うかゞひ申上候。堂上方誕生致候人地下の者のときは。母家の女房と武家へ書出され候事におはしまし候。まづは御伺申上度申上候。病中何もあらゝ申上殘しまいらせ候。めで度と

十二月十二日

尙書付是にて苦しからずと思召候はゞ。一雲律師様より實堂式又へ御渡し遊し被下候様に御取計願上候

小子宗願 稽首拜上

奉

尊大和上様

御侍者下

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。○此書本文は皓月尼の書翰。傍注は尊者の御返事なり

七七皓月義仙兩尼より尊者に上る書并尊者の御返書

長福寺藏

披見致し候  
いよゝゝ御機嫌御よろしき御事おひゝゝ伺ありがたくぞんじ上候。  
けふも何の御障もあらせられ候はず御機嫌よく入らせられ候や。随分  
平安に居申候  
をうかゞひ申上度さ。きのふはそまつなるふすまあげ候得ば御用ひ

候  
あそばし被下候由うかゞひありがたく存上候。一雲様此よりまきも可宜とに上候様なる  
存候いそぎ候にはなく候へども御こしらへ給るべくわた入の御えりまき御用ひあそばし候はゞ致し上候はんや伺候様  
にと申候得ども。何の御返事も伺歸り不申。もし致し候て宜敷候はゞ  
仰いたゞき候やうと願上候。扱は素光院様此一件随分相ころえ候一雲様へおあげ遊ばし候  
銀の御茶臺の御事。心蓮院様御初へは御さたなしにておはしまし候  
まゝ。御一所に御まいりのせつはかならず仰出され候はぬやうに申  
置吳候様にとの御事におはしまし候。左様に心得遊し置れ被下候。御  
願申上候と

□□ 小子事もきのふよりはよほごころよく。今朝も小食つね  
の様三つたべ申候。ふうみも大かたつねのやうになり申候。近日に  
はこゝろよく候半とぞんじ申候。乍恐 尊意安く思召いたゞき度  
ぞんじ上まいらせ候。めで度と

此干柿美濃より到來致し候。御用ひ可被成やと存する事に候

小子宗願稽首拜上

奉

尊大和上様

御侍者下

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあリ。○此書本文は皓月尼の書翰。傍注  
及び末尾の此干柿等の文は尊者の御筆なり

七八皓月式又義仙求寂に答ふる書

正月十六日

長福寺藏

年のはじめの御文披見致候。此元よりも早春さし出候文御覽可被成。  
先御安全に御年を御かさねなされ大慶存じ入候。拙僧平安に居申候。  
兩三日すこし時氣のあたりにてとぢふし居申候。しかしきづかひな  
る事にてはなく候。心蓮院様素光院様御文御返事認候。ことのほかに  
そゝうなる事なれば書直し進すべく存じ候へども。すこし病中故筆  
をとる事物うくそのまゝ進じ申候。宜しく御断たのみ存じ候。御洗米

早そくしたゝめ候へども。町飛脚間ちがひをそなはりのよし。是もよろしく御計頼存候。此よりは暖和をももよほし候せつ。御保護可被成候 已上

何方へもよろしくたのみ存じ候 已上

正月十五日

慈雲

皓月式又

義仙求寂

編者曰。此一暹皓月尼の三世の光草稿の中にあり

七九皓月式又義仙求寂に與ふる書

寛政十二年十二月□日  
尊者八十三歳

長福寺藏

當月三日御返事差出し候。定て相違すべく。兩三日寒氣はげしく氷雪とちかたまり 彌御安全に御入可被成。拙子平安に居申候。此度眞岩和尚より晒一疋御めぐみに候。老後の御贈物に候へば大衣に仕立度。

十三條が相應の様に御はからひたのみ存候。但いそぎ候事にてはなし。兩三日の寒氣随分おしのぎ可被成

一善妙寺へ惠猷公供養の事。實堂式又より申參り候。隨喜に存候。尼衆の中にも法儀成立あれかしと存する事に候

一妙觀院公昨日菩薩戒相すみ申候。此うへは人天の師範とも御なりあるべき様を存候。菩提心の教授に甚深の義を演說致し候に随分通じ候をもむきに候。末たのもしく存候。此もと御どうりうの内萬事不都合なる所ゆへ。寒氣中御不自由さつし居申候。少々風氣のよしに見うけ申候。此度一先は御歸京なされねば叶ぬ用事あるよし。京都にて疊峰へ教誠儀御たづねあるべきとの事に候。是は御尤なる事なり。順翁師にては教誠儀不案内なる事おほく。随分京都の方よろしき事に候。御序にいづ方へもよろしく御傳へたのみ存候 已上

十二月□日

慈雲

皓月式又

義仙求寂

蓮花院様へ右之様子御序に御通達たのみ存候

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。○此中妙觀院公とあるは實靜僧誘律師なり。律師は飛鳥井家に生れ。東山若王子寺にて出家し。寛政十一年十二月三井寺唐院灌頂堂にて密灌を受けたりしが。友人の讒に依りて三井寺門主に破門せられたれば。慚愧發憤して入律の志を起し。遂に東密に轉じ慈雲尊者の門に入り。享和二年正月十五日京都阿彌陀寺に於て尊者を拜して具足戒を受けたり。時に年三十八歳なり。今の書は妙觀院公昨日菩薩戒相すみ申候とあり。京都にて墨峰へ教誡儀御たづねあるべきことの事に候とあれば。尊者の門に入りて間もなき事にて進具已前なるべきこと勿論なり。されば此の受菩薩戒は寛政十二年か享和元年か此の兩年の内なるべし。而るに墨峰和上の遷化は享和元年三月廿九日にて此書の日付は十二月なるを以て享和元年には非ず。寛政十二年實靜師三十六歳の時なるべし。依て此書は寛政十二年十二月の御消息なること明かなり。○蓮花院様とあるは。長福寺過去帳に蓮花院慈園澄心大姉。文政七年甲申十月六日(死)飛鳥井家女。恭禮門院

尊儀御在世小上蔭華園局とあり。此人なり。實靜師も飛鳥井家に生れたる人。蓮花院も飛鳥井家の人なれば。實靜師の事を蓮花院へ傳達する標頼み給ふと見ゆたり

八〇皓月式又義仙求寂に答ふる書

寛政十二年極月廿六日  
尊者八十三歳

長福寺藏

御ふみ披見致し候。寒氣のをりしも彌御安全に御入なされ候よし大慶に存じ參らせ。拙子平安に居申候  
一善妙寺へ惠猷公施主として補助のよし。實堂式又よりも申參り悦び存候。是も老尼の事なれば仕合と存じ候。なを諸方の信心增長する様御こゝろえ。何方もしかるべき御事に候  
一淺草海苔相達し悦存候。御文にはお梅様よりとし書付には重子と御座候。重子は蓮花院様の御諱と存じ候。いづれにもせよかたじけなく存候間。よろしく御傳へたのみ存候  
一心蓮院様此間 仙洞様へも御參りのよし悦存候。彌御つかれなき



よし。なを末ながく護法あるべき御事と存じ候  
一拙子文蓮花院様へも御見せなされとの事御尤存じ候。寶靜求寂此  
後の御増進を存する御事に候。餘寒よろしく御しのぎ可被成。義寛公  
へもよろしく御傳へたのみ存候 已上

極月廿六日

眞岩和尚施財大衣の事。いそぎ候事にてはなく候間。いつにても御  
仕立たのみ存候

慈雲

皓月式又

義仙求寂

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。○仙洞様とあるは後櫻町院なり。  
文中に「拙子文蓮花院様へも御見せなされとの事御尤存じ候」とあるは。前の書に寶  
靜師の受菩薩戒を蓮花院の局へ傳達せよと仰せられたる故。皓月尼直に尊者の御

手紙を蓮花院の局へ示したるをいふなり。隨て寶靜求寂此後の御増進を存する御  
事に候」とつとけ給へり。又前書にも「善妙寺へ惠獻公供養の事實堂式又より申参り  
候」とあり。此書にも同様の事を書き給ふ。前書既に寛政十二年十二月の御消息なる  
を以て。此書も亦同年同月の御消息なること明かなり

八一皓月式又義寛求寂に與ふる書

十月廿四日

長福寺藏

此十五日御返事さし出し申候。相達すべく 昨日より此へん寒氣と  
云になり。今朝は手洗水こほり候。京都も同條たるべく。彌御安全に御  
入なされ候半さつし参らせ候

中宮様彌御機げん萬端御ととこほりあらせられずとさつし上候。拙  
子今日より高貴寺上山致すべく。來月朔日の御修法は高貴寺か若は  
和州かと存する事に候。御洗米萬善寺より上可申。預め支度致候。此紙  
子宜しくたのみ存候。何方へもよろしく御心得可被成候 已上

來月白布薩は當寺にて勤可申。其よりは萬善寺留錫。十二月白布薩

より此元にて越年致すべく。なを 中宮様御たより時々うけ給るべくと存じ上候

時在高井田長榮寺。蛭兒戎神の贊

世の中はかくもあれかし天津ふね。風のまに〜ふきつたへきて出雲大社龍蛇の贊

わすられし大海原の底津浪。げに道しある御代のためしを

此間人々の贊を請るに書てつかはしける

十月廿四日

慈雲

皓月式又

寛公求寂

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。○此中中宮様とあるは光格帝の中宮新清和院なるべし

### 八二皓月式又義寛求寂に與ふる書

極月朔日

長福寺藏

中宮様御機嫌よくならせらるべく悦上候。兩御局御壯健に御いり遊すべく。今日御修法相つとめ御洗米献じ上候。宜しくたのみ存候。別番したゝめ候へども事しげきなか書そこなひもおほく文言のみだれもあるべし。宜しく御心得御覽可被成候 已上

此状箱御返却頼存候。時しも山中にて調かね候。御洗米は別包なし。宜しく御計可被成候

極月朔日

慈雲

皓月式又

義寛公求寂

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。○此中に中宮とあるは是亦光格帝の中宮新清和院なるべし

### 八三長福寺主に答ふる書

長福寺藏

御ふみ披見致候。委曲の御ことく、義寛公のおぼしめし御尤の御事に候。左候は、此度受戒會は法相續三寶久住のいさをしに候得者罷下りつとむべき。大抵攝河和州の事少々の不都合のところをこそは<sup>リカ</sup>し致し隨分上京致すべく。委しくは對面に申入べく候。已上

慈雲

長福寺主  
御返事

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中におり。〇宛名の長福寺主とは皓月尼なり。

八四心蓮院素光院兩御局に答ふる書 正月十三日 長福寺藏

としの初の御文披見致候。仰のごとく春の御祝儀何方もにぎくしく、兩御方御壯健に御超歲遊ばし御目出度。御所々御機嫌よくならせられ御作法も相かはらず。まことに萬歳の御悅存じ上候。

中宮様 寛宮様御機嫌よく入せられの御沙汰。盡せぬ御悅に存じ上る御事に候。拙子平安に居申候。疊峰も平安に居申候。御書そへ遊ばし悅存候。なを追而申上べく候。已上

慈雲

正月十三日

心蓮院様 兩御方  
素光院様 御返事

編者曰。此一通亦皓月尼三世の光草稿の中に在り

八五心蓮院素光院兩御局に答ふる書 長福寺藏

御ふみ披見致し候。昨日御出あそばし。折しも雨をもよふし路のほど御難澁あるべくさつし參らせ候。

二宮様御名御しるし遊ばしうけ給り候。なをその内御目にかゝり可<sup>レ</sup>申候。御與欲うけ給り候。疊峰留主ゆへ御請申さず。歸候は、申聞せ可

レ申候 已上

慈雲

心蓮院様 兩御所方  
素光院様 御返事

編者曰。此一通亦皓月尼の三世の光草稿の中に在り

八六心蓮院素光院兩御局に與ふる書

正月十二日 長福寺藏

初春の御しうぎ申上候 兩御方彌御壯健に御としかさね遊すべく  
御所々御そろいあらせられ御機嫌よく春に御うつりあらせらる  
べく悦上候御事におはしまし候。拙子平安に居申候。をりしも餘寒は  
げしく宜しく御しのぎ可被成。冬としは御文御こし遊ばし。その折御  
返書したゝめ申候。定て相達し候べく。三月上京のをり御齋をも御も

うけ遊すべきとの事うけ給り。その節は御目にかゝり申入べく。なを  
餘寒よろしく御しのぎ可被成候 已上

冬としは大抵暖和の方にてくらしやすく。春になり候て此ごろ寒  
氣はげしく京都も御同様なるべくさつし參らせ居候 已上

正月十二日

高貴寺

心蓮院様 兩御方  
素光院様

參る人々御中

編者曰。此一通亦皓月尼の三世の光草稿の中に在り

八七心蓮院素光院兩御局に答ふる書

十二月廿五日 長福寺藏

御ふみ披見致し候。仰のごとく寒氣のをりしも愈御壯健に御入遊ば  
し御目出度。拙僧平安に居申候。今年は寒氣をだやかにて老人の仕合  
に存候。御たづねかたじけなく存參らせ候 已上

どしの内にも御たづね遊すおぼしめしなれども。御ことしげきに御とゞこほりなされとの御事。御尤に存じ候。なを春をむかへてゆるく御意得べく存じ候 已上

十二月廿五日

心蓮院様

素光院様

御返事

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり

八八心蓮院素光院兩御局に答ふる書

七月二日

長福寺藏

先月廿一日の御ふみ相達し披見致し候。仰のごとく土用前より暑氣はげしく。御兩御方御壯健に御入遊ばしの由御目出度存じ参らせ候。拙子事御たづね下され。先比は少々つかれをおぼえ。眼もいたみなやみ居申に。此間にては透とこゝろよく相なり眼の痛も平愈致し。先無

事そく才と云に光陰を送り居申候。御こゝろにかけられ暑氣御見舞のおぼしめしかたじけなく存する事に候。水薬師寺長福寺にもみな御安全のよし悦存じ居申候。なほ夏の日數ものこりなく<sup>すか</sup>なふ。兩寺にも如法に安居つとまり。老後のよろこびに存じ居申候。暑氣よろしく御しのぎ遊すべく存じ参らせ候 已上  
一兩日は暑氣つよきなか少々秋風のもよほしをおぼへ居申候。その御地もしかるべく 已上

七月二日

慈雲

心蓮院様

兩御方へ

素光院様

御返事

編者曰。此一通皓月尼三世の光草稿の中にあり。○此書は後に出す手簡集に載する所の心蓮院素光院兩御つばねの六月廿一日暑中御見舞の書に對する御返事なり

八九素光院様に答ふる書

長福寺藏

御ふみ披見致し候。彌御壯健に御いりあそばし御目出度。しかれば心蓮院様今日御下りにて明日は當時<sup>寺カ</sup>へ御同道にて御入あそばし。幸に明日の他出は延引を申参り候間朝より寺に居申候。御勝手にまかせられ御入遊すべく候。已上

今日は壘峰他出ゆへ拙子御返事申上候。已上

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。宛名開けて誰人への御返書とも知れず。但し文體に依りて察するに素光院なるべしと思はる。

九〇某に答ふる書

長福寺藏

御ふみ披見致候。昨日参り御ていねゐの御設。今日態々の御人つかひ。御親切のおぼしめしかたじけなく。なを又御目にかゝり候せつ可<sub>二</sub>申伸。雨濕宜しく御しのぎ遊されかしと存じ参らせ候。已上

壘峰そのはかみなく、申さけ候御事に御座候

編者曰。此亦皓月尼の三世の光草稿の中にあり。宛名なけれども心蓮院或は素光院に送られたる者と思はる。

九一某に答ふる書

長福寺藏

御ふみ披見致し候。彌御壯健御いり遊し御目出度。委曲明朝参り申べく候。已上

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。是亦宛名なけれども心蓮院或は素光院に送られたる者と思はる。

九二心蓮院素光院兩御局に答ふる書

正月十五日 長福寺藏

御ふみおぼしめしよせられ。仰のごとく春のはじめの祝儀。御所々御機げんよく御としをかさねさせられ。御にぎくしく。其兩御方御壯健に春に御うつり遊ばし御目出度。拙子平安にとしを數へ。寺内かは

ることなふ。おぼしめしやすく入らせらるべく。布薩の御よゝく。冬安居の御ようご。法のとをり仰こされ。御隨喜に存じ參らせ。いまだ餘かんつよく。御はやう遊すべく。餘者後の御たよりを待入候 已上  
お梅様よりも御傳言。あつきおぼしめしに存じ候。なをよろしく御たのみ參らせ候

正月十五日

慈雲

心蓮院様

素光院様

素光院さまより。何よりの焼もちる。おぼしめしかたじけなく  
已上

九三心蓮院素光院兩御局に答ふる書

正月十二日

葛城山高貴寺より

長福寺藏

初春の御文相達し。仰のごとく年立かへる御悦。千里も同風。先以 兩御方御壯健に御としをかさね遊ばし御目出度存じ參らせ。拙僧平安に春にうつり居候。今年は冬より此頃まではのどかなる氣候しのぎやすく。兩三日になりて餘寒はげしく。何方もしのぎがたきと申様におはしまし。猶宜敷御はやう遊すべく候 已上

正月十二日

慈雲

心蓮院様

素光院様

兩御方

御返事

九四素光院様に答ふる書

享和元年四月二日  
尊者八十四歳

北野萬善寺より

長福寺藏

御ふみ披見致し候。仰のごとくあたゝかさをもよほす折しも。愈御壯健に御入遊ばし御目出度。しかれば此夏功ごく衣おぼしめしたゝせ

られ。拙子も上京の御約束此ほどは次第にちかより。近々の上京と云になり。□□心蓮院には。彌御こゝろよく御入遊ばしとさつし参らせ候。御序によろしくたのみ存じ候。疊峰御たづね遊ばし。是は先月廿九日に命を□□申候。とやかく養生致し候へども。そのしるしなく誠に是非なき事に候。已上

四月二日

今日高貴寺にてそうしきをおこなひ候事にて。明堂上山致し候。拙子は叶はぬ用事にて山へは参ら□□。皓月もそれゆへどうりうながく。今日の式すみ候へば。兩三日の内に歸京致すべく。御聞に達して詮なき事に候へども。くわしく皓月に御聞可被成候。已上

慈雲

素光院様御方へ

御返事

編者曰。此書外包に「素光院様御方へ御返事。大阪北野萬善寺慈雲」あり。疊峰法護比丘は享和元年三月廿九日入寂なれば。此書は同年四月二日の消息なるべし

九五香樹院に與へて道の本を指示する書

長福寺藏

御工夫事披見致し候。御ちからをおもちるなされのやうす相あらはれ。御頼母しく存じ参らせ候。扱まことの道は天地同元萬物一體のところより相しれ申べく。その天地同根萬物一體のわけを御極めなされ候には。出家なれば無爲寂めつの御法第一也。在家なればそれ〴〵の家のみち第一也。俊成卿の今はとてつま木こるべき宿の松千代を君との歌。よき手本たるべし。君臣の道正しく。君をわすれぬ處に天のめぐみそなはりて。天地同根のことはり自心の中にあらわれ候を法の初門と名づけ候事也。それよりくわくねん大悟と云ところへも到るべき也。此ところを御おくねん。工夫なさるべく候。已上



香樹のん様

慈雲

此どころより見れば今の世に人々のいひもてはやすさとりなどは。智慧解了の分際と存する也

編者曰。香樹院も恭禮門院へつかへたる女官にて常陸の局といふ。文化十年正月五日逝く。法名は香樹院慈海普慶大姉なり

九六香樹院様に答ふる書

極月廿六日

長福寺藏

御ふみ披見致候。仰のごとく寒氣つよき折しも。彌御壯健御入遊ばし。大慶に存じ參らせ候。御工夫事披見致候。随分ことにふれて御用ひ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成。來夏は上京致すべく。そのせつうけ給るべく。京都は折々の雪にて。寒氣もはげしくおぼしめし候よし。此元はさまではなく候へども。兩三度はしのぎがたきほごに覺へし事も御座候。なを餘寒よろしく

く御しのぎ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候 已上

極月廿六日

慈雲

香樹院様

御返事

九七義寛尼公求寂に與ふる書

十月朔日

長福寺藏

中宮様御機嫌よくならせらるべき。例月の修法相つとめ。御洗米その御地まで持せ返し候。い<sup>つか</sup>のもの通り御したゝめ御上。たのみ存じ候已上

十月朔日

慈雲

義寛尼公求寂

編者曰。中宮様とあるは光格帝の中宮新清和院なるべし

九八義寛義憶兩求寂尼に答ふる書

正月廿六日

長福寺藏

安居竟の御ふみ相達し披見致し候。いよ／＼御安全に春に御うつりなされ。ことに冬安居法式如法に御満ぞくなされ。御隨喜の御事存候。拙子平安に春にうつり居申候。なを餘寒よろしく御しのぎ可被成候已上

今年は餘寒はげしく。漸一兩日のごかになり申候 已上

高貴寺 慈雲

正月廿六日

義寛尼公求寂

義憶求寂

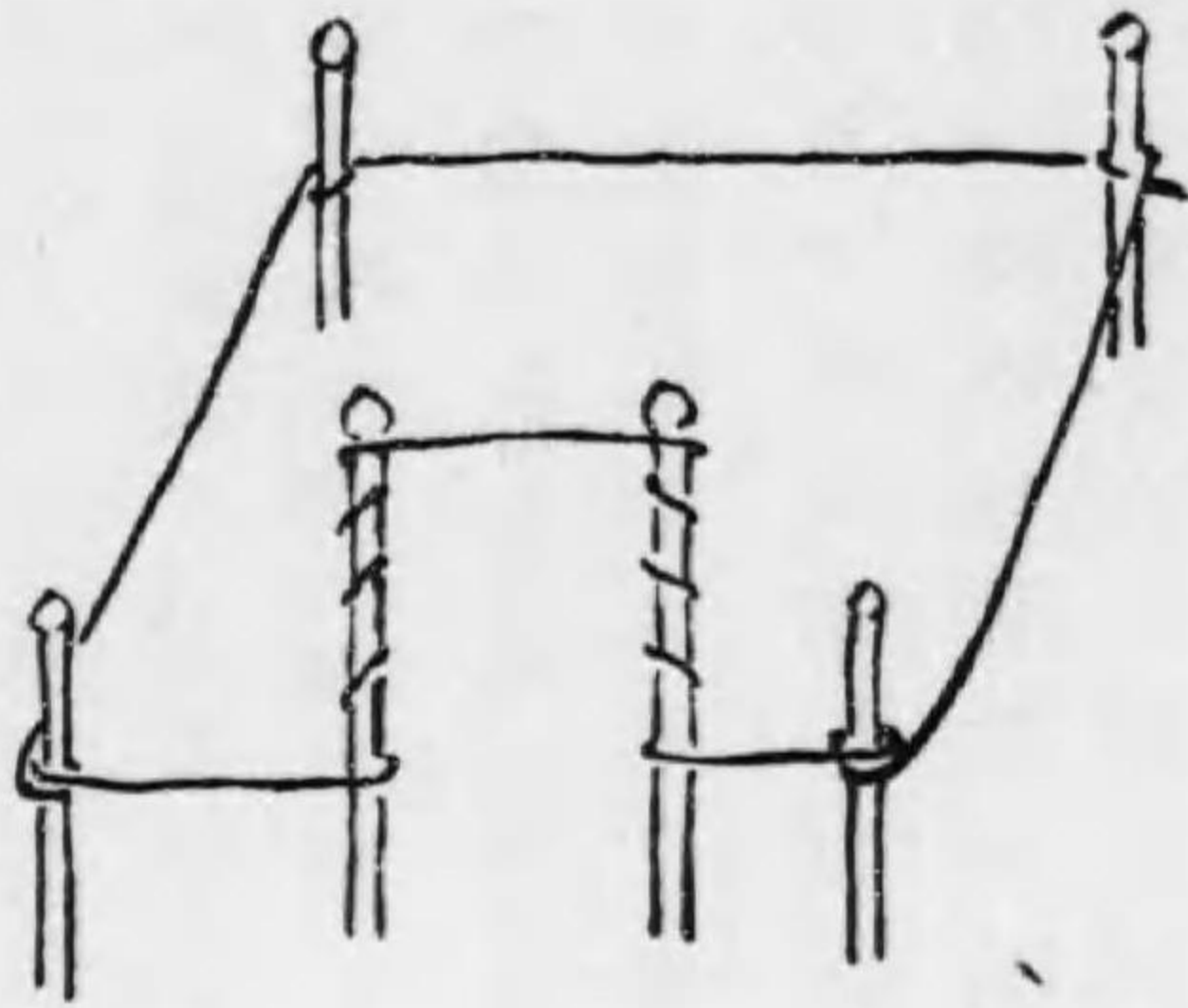
御返事

九九皓月尼より壇線の引様を尋ぬる書并尊者の御返書

享和二年二月五日 尊者八十五歳 長福寺藏

外書付 享和二年壬戌二月五日 灌頂護摩入行の時尊者前へ伺候壇線の

圖



壇線いつもかやうに引申候が。是にてよろしく候や。昨日今一應伺候半とぞんじ失念致し候故。伺奉候。鳥居九ツまき候ときも。此通りに致し數をまし候

小子宗顛稽首拜上

尊者御返事 随分此とをり宜しく候

香物毎々かたじけなく存候

編者曰。享和二年壬戌三月尊者江州安養寺に於て灌頂御開壇あり。皓月尼行て入壇せり。長福寺日記同年三月朔日の條に、此度江州安養寺にて灌頂行はれ候に付式又貴姉(皓月尼)御入壇。右に付今日御立。一卯刻過皓月式又貴姉。御同ばん義仙求寂姉。義とく得業。義にん得業。如寂子。江州へ御立。御供長兵衛とあり。又同七日の條に「暮過堅田より式又貴姉御歸寺。御隨伴沙彌尼義仙。御隨侍義さく爾農尼。義忍得業。堅田よりおくりの人四人すぐに大佛迄歸る」とあり。此書の題に灌頂護摩入行とあるは此の灌頂入壇の爲の前行と見えたり。此も本文の傍注と末尾の「隨分此とをり」等の文とは尊者の御返事なり

一〇〇心蓮院素光院兩御局の河内水難見舞に答ふる書

享和二年七月廿四日 長福寺藏  
尊者八十五歳

十一日の御文相達し披見致候。暑氣はなはだしき折しも 兩御方御壯健に御いり遊ばし御目出度。拙子平安に居申候。此度洪水の事御聞に達し御たづねなされ。誠に攝州河州先代未聞と申程の事。勿論攝州

もひろき事にて有馬へん播州さかひは隨分平安に何のなやみなく。此邊大坂の右手左手高つきの邊のなやみに御座候。河内も南河内は隨分やすらかなるよし。北河内京海道のほとり大阪の東邊のなやみに御座候。勿論公儀の御手あてにて助け舟施行舟おほく。それゆへ命のたすかり候者おほく悦居申候。水の手出さかりの比は人々牛馬なごおびたゞしく死はて候よし。此ごろ人のうわさをうけ給り候に。此邊のみならず諸國も水難のよしを傳へ候。此間になりて大方しづまり候て。水のきれ口在所は今に水底に家藏あり候へども。外の所は次第に水引家をつくろひ候よしに御座候。此元の法縁いづれも無難に居申候。殘暑今しばしと存候。よろしく御しのぎ可被成候 已上

七月廿四日

慈雲

心蓮院様 兩御方  
素光院様 御返事

編者曰。此一通皓月尼の三世の光草稿の中にあり。○此書は享和二年七月廿四日の御消息なるべし。河内の洪水は同年六七月なるが故なり。永代節用無盡蔵といふ書に云く。享和二年壬戌六月廿八日京近國大風雨。宇治木津加茂桂の川々大洪水。淀川筋あれ。堤處々切込。河内國交野<sup>ノ</sup>讀<sup>マ</sup>真<sup>マ</sup>。茨田。若江等四郡。攝州東成郡迄四方七八里ばかり湖のごとし。十一月頃までは淀川筋の通船川中を通らず。河内の泓<sup>ヲ</sup>を往來す<sup>ト</sup>といへり。

皓月尼破門紛議に關する書類

一〇一皓月義仙兩尼依止御斷りの狀

享和二年十月

皓月尼  
義仙尼

長福寺藏

(外袋書付皓月白筆)  
享和二年十月此文此度僧中より仰出され候事の當寺法儀不相ぞくの様子に成候に付依止御斷申入候書狀也 尊前より依止を離候事は餘りかさ高に候とて御施主は御預けと申事になり此文御遣し也(已上外袋書付)

御願申あげ度。文にて申あげ參らせ候。いよ／＼ 大和上様御機嫌よ

くあらせられ候哉伺申上度さ。あなた様にも御機嫌よく御勤あそばし候や伺申上たくねんじ上參らせ候。定めて明堂和上様にはてんきよく候得ば今日御下坂と存上參らせ候。左様に候得ば小子この度の事此間より申上候通小子壹分のうへにてもおはしました候はず。長福寺護持衆の相ぞくなごも御座候へば小子了簡にも定めがたく。衆も彼是と案じて心蓮院様へ御相だん申入候處。外に致かたなく候まゝ依止を御斷申上候様にどの御事におはしました候。御高恩にそむきかやうの事願候事存よらざる御事にて。申上様もなく恐れ入候得ごも小子も外に何の了簡も出來不申候故ト

何卒心蓮院様素光院様御願の通御聞届あそばし下され候様に願あげ候。吳々も依止をはなれ候事願候は。扱々恐れ入候得ごも。長福寺相ぞくの爲との御事故。よぎなく御願申上候。此よし宜敷御取な

し御願あそばし被下候。めで度と

奉

龍頭律師様

宗韻  
頓首拜上  
義仙

御侍者下

編者曰。右一通皓月尼直筆の原本長福寺にあり。○龍頭律師と者誰人ぞや。高貴寺日  
牌題名簿に和上位龍洞智空律師とあり。此人歟

一〇二右に付尊者の御返事

享和二年十月朔日  
尊者八十五歳

阿彌陀寺より

長福寺藏

御ふみ披見致し候。此度仰せられの事。兩尼の間たがひもあり。皓月了簡のたがひもある事に候へば。とくに申入べく。近日に寶靜比丘を以て申入べく。大抵左ほごにかさだかき事にてもあるまじく候。已上  
十月朔日  
慈雲

心蓮院様

兩御方

素光院様

長福寺末ながくはんじやうの事は。かねてより存入候事に候。已上

編者曰。右一通尊者御直筆の原本長福寺にあり

一〇三皓月義仙兩尼に答ふる書

享和二年十月二日

智空律師

長福寺藏

御文拜見いたし候。左様候へば。此度の義に付。老大和尚へ御ねがひの事。是は御了簡のちがひに候はずや。特と御思惟なさせられたく候。老和尚にも正法永久相續。長福寺も尼僧坊として永々正法相ぞくおぼしめされ候事。貴尼にも長福寺にて正法相ぞくの事おぼしめし候事なれば。老和尚尊意の通にしたがわせられ度候。暫時御見合候は。諸事明白相なり候半。唯々法事中故。老和尚へもくわしき義

申いれがたく候へば。あとより御返書可申上候 已上

十月二日

智空敬拜

長福寺  
兩老尼

編者曰。右一通智空師直筆の原本長福寺に在り。智空師は龍洞智空律師なるべし

一〇四皓月尼に送る書

人しれず 長福寺藏

小弟事破戒無慚業障深重。清衆に對し大に恐れ入候故。屏地に引退き終身出で申まじく存候處。此度風波存じよらざる衆中の諍論 老和上并衆僧より上京爲致この事故。不得止上京いたし候。此度の事何卒と存じ種々思を焦し力を竭し候得ども一人衆人に勝つべからず。只今にては致方も無之候。小弟破戒無慚の義式又等の思召いかゞと存候へども。不調法ありて永々退居候身。此度隨侍いかしたし候様親く命せられ。且つ 老和上今年八十五餘命幾干ぞや。願ても叶がたき事也。今

我思を立て親近奉侍をかゝば 老和上滅後臍をかむで悔とも及べきならず。故に前後をかえりみず愧をしのび病を扶けて隨侍せり。小弟事破戒無慚の身なれば京都の止住も久しかるべきならず 老和上御存命の内ならんものか。式又事出家已來持戒清淨威儀蕭然蕭カたり。然れども此度の義ある。時の循環過去の因縁ならん。心に可言の事もあるべく志に違ふこともあるべくなれども 老和上御老年の事も被存前後をかへりみず隨順なされ度候。萬一後悔の事もしれがたく候はん。後の事は後に相謀べき義なり。法の衰滅は誰とても可悲の義なり。思へば胸をさく如く不覺涙下る。近日の内下坂歸寺之積故。早々書付。御推覽火中 五六日已前より不快。殊攝心中にて倉卒裁書。前後不次第。御推覽偏に希入候。隨分此上ながら徒衆を誠勗下され。持戒堅固道業修長仰ぎ奉り候。長福寺の義は昔より堅固に御勤候て衆中の稱譽。小弟等も大に尊崇し奉る義御座候 已上

編者曰。此一通名を記さず。外封には必ず記したるものと思はるれども外封紛失して見えず。されは今にては誰人の書とも知りがたし。文意に依りて尊者八十五歳の時の侍者と見ゆれども其の侍者の名今は知る者なし。又文中に自ら破戒無慚の身と稱するに依りて思ふに。此度皓月尼の指斥して問題の種となりたるは此人ならん歎と思はる。此書失名子直筆の原本長福寺にあり

一〇五皓月義仙兩尼に答ふる書

享和三年閏正月五日

嚴藏僧正 長福寺藏

本月三日の御文只今相達拜しる。餘寒つよく御座候處。愈御萬福に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御精勤<sub>一</sub>。御隨喜申上る。然ば彼一義いまだ御決定も無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>御心配のほご察し參せ候。九日頃には 雲律師御下向候間御相談仕候様にどの御事承り參せ候。ずる分<sub>レ</sub>伏藏なく御相談可<sub>レ</sub>仕と存上候。去年の霜月御認の御文も拜見。今日は客來御座候てゆる<sub>レ</sub>拜見も調ひかね申候。尙夜分得と拜見可<sub>レ</sub>仕候。式又師御存思の處は去冬上京

の翌日承り感心いたし候得共。あからさまに申出候ては如何と存。嚴藏所存として濱口惠岳法印 素光院様へも申入。多分御延引にも相成可<sub>レ</sub>申と存斗居候處。先日の御文殊に 雲律師よりはよほごきびしき御書面にて。色々工夫いたし候得共。思案に落ち不<sub>レ</sub>申旨御返事におよび候事に御座候。思召之處は隨分おし斗り居申候。尙一雲師の思召承り候て打明け可<sub>レ</sub>申とも存含居申候 雲師御下りの節今一應御文被<sub>レ</sub>下候様にと奉<sub>レ</sub>存候

一先頃希圓師御下坂にて承り候へば。惠友律師には懺悔して阿彌へ御歸參の思召にて善妙式又へ其趣仰入られ。彼式又より文にて阿彌へ申出られ。龍洞律師御上京次第多分歸山被<sub>レ</sub>成候様の噂に御座候。左候ては其御寺の一大事にも相成可<sub>レ</sub>申哉と存。書狀相認雲師へ御内通申候得共。未<sub>レ</sub>書狀滯り之事にやと存一寸と申入參せ候得ども。雲師へ御相談可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。友師は持戒堅固なる御方と承り候へば自然 尊前

より御尋も御座候へば妄語も被成間敷候。此度の一義第一の事何もかも御咄有之候様にては如何と存られ候御事に御座候。訖と二派に御わかれ候へば少も不苦事ながら。只今にては左様も無御座候。御所邊の御振合も如何もはや餘争も有せられざる。尊前の御事恐入居申斗りに御座候。客來候取紛亂筆御推見可被下候と

壬正月五日

嚴藏和南

皓月式又様

義仙求寂尼様

御返事

編者曰。右一通嚴藏律師直筆の原本長福寺にあり。嚴藏は僧鳳嚴藏といひ。尊者授戒の弟子にて後ち捨戒して證岐普通寺誕生院一代となり僧正に任ぜられたる人なり。閏正月は享和三年にあれば。此書は同年閏正月五日の消息なるべし。文中に一雲師とあるは一雲龍乘律師にて後に京都三宮寺中興一代となりたる人。希圓師とあるは希圓慧證律師にて後に江州安養寺一代となりたる人。惠友律師とある

は惠友僧護律師にて。後に京都四山榎尾高山寺一代となりたる人なり。善妙式又とあるは京都梅畑善妙寺寶堂式又なり。龍洞律師とあるは龍洞智空律師にて前に出せる皓月尼の書に龍洞律師とあるものと同人なるべし。濱口惠岳法印とあるは長福寺日記にも其名屢々見えたるべし。如何なる人とも知り難し。

一〇六水薬師寺操山尼に答ふる書

文化元年八月廿七日

皓月尼 長福寺藏

思召より文のやう忝拜覽いたし参らせ候。誠に折がら次第に冷氣になり。得どもいよ。御障りもあらせられ候はず候よし。御めで度御悦申入参らせ候。その外御院内御壯健の御やうす。御隨喜申入まいらせ候。仰被下候通小子事も此間は下坂致し参らせ候て。尊大和上様の久々にて御拜申上かたじけなさ。御機嫌よく。御違例も御さし引ながら。そのせつは御しづかにて忝り参らせ候。其後いまだ御たよ



り何不申。何卒次第に御宜敷御沙たうかひ申上度さ。如仰山わき申出られ候御事ども承り。まづ、忝り参らせ候。また、京都居士衆御上京御養生の御事を願の爲下向致され候由。誠に佛神の御加護にて何事も御都合御よろしく御全快御長壽の御事をのみ御祈り申上候御事におはしましたし候。さ様に候得ば小子等の御事御深切に仰被下忝さ。しかし初より段々御聞置遊し被下候通にて。出候事よいに出來がたき御事。何れも得心も出來がたくおはしましたし候得ども。去冬秀道の上様御下向前に濱口申出され候よし。尊前にも秀道和上様にも深き思召あらせられ候御事の由にて。すでに御和合も出來させられ候御やうすに相成。次には小子ども、出候様にと秀道和上様濱口よりも御すゝめにて御座候に付。こゝ元も打よりだんだん相だん致し。大ていは皆々得心も出來。何分尊前の御思召もあつき御事にあらせられ候得ば。出候はねば成申間敷とまで皆々申され候

御事に御座候處。御在京衆僧様がたの御不得心にて此事破れ候よし。其後當春に明堂和上様御上京の節。誕生院様へも右御和合の御とり持の事は御ことわりのよし。又濱口へも此事は延引を御たのみあそばし候由におはしましたし候。右前後のふり合は長き御事にて書取がたく。濱口などに御聞遊し下され候得ば。よく分り候御事におはしましたし候が。右のやうす故致かたもなく。只尊前の思召をのみ恐入。この節御不例にあらせられ候に付ても。一入に去冬の事を申出候へども。中々力に及び申さぬ御事におはしましたし候。切かく御深切に思召仰被下候御事ながら。右のやうす故致かたなく候まゝ。左様に思召被下候やうにと存あげら。此事は致かたもなく候が。たゞ、尊前御機嫌次第に御よろ敷このうへ御長壽をのみ願ふと。返々希圓律師様。右御和合の御事はおもてむきにて御邪魔あそばし候と仰られ。御さえぎりのよし。扱々ぞんじよらぬ御事に存居ら。ま

づく御返事迄あらく申残し。乍憚清岳姉御初より敷仰傳へられ被下候やうにと願ふ。次第にすゞしき増り。半まゝ。隨分隨分御用心くあそばし候様に存上り。めで度と

八月廿七日

長福寺

水薬師寺様

御侍者下

編者曰。右一通皓月尼直筆の原本長福寺にあり。○文中に「尊大和上様は久々にて御拜申上ったじけなき」云云とあり。長福寺日記を見るに文化元年八月十六日の條に「早朝式又様。御同伴義仙貴姉。與從求寂。義長公。大和上様御伺のため大坂へ御下向」とあり。又十九日の條に「齋後式又様其外みなく御上京」とあり。此時の拜願を指すと思はる。皓月尼は高貴寺大衆の破門の通告に對し去ぬる享和二年十月依止御断りの狀を差出し。新に一雲律師を依止師に頼みたる已來。殆ど滿二ヶ年間全く尊者に拜願の機會を失ひ居たりしが。文化元年八月に至り尊者大阪にて御大病と聞き十六日下坂して御見舞申上げ久しぶりにて親しく拜願することを得たり。今之を指

して「久々にて御拜申上」と記せるなり。尊者此時の御大病に付。水薬師寺よりは八月四日實堂式又清岳求寂尼御見舞に行き。十一日には操山式又自ら御見舞に行き。十二日夜舟にて歸京せること水薬師寺の日記に見えたり。皓月尼の御見舞は稍や後に十六日の下坂なり。是れ長福寺は阿彌陀寺との往來疎遠になり居たれば。尊者の御大病を傳へ聞くことも自から廻かりし故と察せらるゝなり。依て此手紙は文化元年八月廿七日の消息なること明なり

秀道和上様とあるは整闇秀道和上なり。濱口とあるは濱口惠岳法印なるべし。明堂和上様とあるは明堂諦濤和上なり。誕生院様とあるは讃州善通寺誕生院僧正殿藏師なり。清岳姉とあるは水薬師寺の尼僧なり

一〇七素光院に送る書

文化元年九月尊者八十七歳

皓月尼 長福寺藏

けふは雪氣にてひとしほ寒さつよくおはしました候得ども。いよく御さはりもあらせられ候はず候や承り申入度さ。此ほどは参りゆるくと致し居。何かと御せわども遊し被下忝り参らせ候。ことに御客

までそなた様にて御ちそうあそばし。歸り候ても御きのどくなる御事と御噂申入申上また忝りら。左様に候得ば。御噂申上置候青海苔西行庵の□久の松葉すりあげら。心蓮院様御むつかしくあらせられ候半と御一所にあげら。御わかちあそばし被下候。のりは御やくそく故大きな冬分カ文カあなた様は上申候。左様に思召被下候。扱また乙雲律師様一昨日は大和上様の御拜も御滞なく相すみ忝り參らせ候。是よりは折々御拜にも御出の御様子におはしました候。夫につき御内々あなた様へ申入置ら。右の様に成候得ば。乙雲様のまづ御十分と申ものに成候故。またそねみ候人御座候半と存られ候ま。しなにより候へば長福寺のものを出し候様に御すめ、遊し候様にと申様なる事。あみだ寺より出候半もしれ不申と。

是迄の通りの御様子に候へば。猶す、め候半との御返事にて宜敷候得ども。何ぞむつかしき事出候様なる事御座候は、大和上様

へはざつと御返事遊し。別に龍洞様寶静様へ大和上様へは恐れ入候故申入がたく候得ども。近年この御法中も御風儀まへかたの様にはあらせられ候はぬやうに。外々より兩人とも承り居候所。この度の大變にておはしました候故。定めてあまり御はんじやう故に候半と存ら。皓月なども尊前御存の事にはなく候へども。あまり御はんじやう故の事と申居申され候所。霜月廿三日參り候せつ大和上様御はなしに。高井田も萬善寺もよく治り候故。是よりは京都をおさめ遊し候と仰られ候。それを伺候ては私ども申合候に大和上様あの通りに思召入らせられ候ては。長ふく寺を出し候事はまづ出来不申。出し候は。また申分出来候半と申居候事におはしました候。切かくす、め候て出し候て。また申分出来候様なる事に成候ては。御たがひに大事にて候ま。出し候事はまづまづ御待遊し被下候様に願ら。このおもむきを御ふくみ遊し。御都

合よろしきせつ御申入被下候。兩方とも御大事と存候故申入  
る。まづく大てい右の様子にて。その時のやう子次第。御みはか  
らひにあそばし被下候。是は誠に用心に申上候。若さしあたりひま  
ごり候ては。こゝ元より入智惠の様に成候故念の爲申入る。心蓮  
院様へはまたそねみ人出来候半と存候とばかり仰られ置れ度候  
亂書御すいらん願上候。寒さ随分御用心遊し被下候めで度と

そうぎ(宗頭)

素光院様

人々御申入られ候

御名書そんじ候へ共このほかいそぎ其まゝ御ゆるし遊し被  
下候

(外包ノ裏ニ)

こゝ元よりさぬきへ参り候事。心蓮院様より外は必々御さたな  
しに候まゝ。宜敷願上候

編者曰。右一通皓月宗頭尼直筆の原本長福寺にあり。○此書外包の裏に「こゝ元より  
さぬきへ参り候事」云々とあり。長福寺日記を見るに。文化元年九月五日の條に「戌刻  
比より義仙義憶如寂子善通寺へ下向致。三夜逗留西行庵にて」とあり。又同月廿二日  
の條に「辰半刻過義仙義憶求寂貴姉。如寂子讃岐より上着」とあり。此外には讃岐下向  
の記事更に見えず。然らば此事を指すなるべし。此の下向何の爲とも記さざれども。  
讃岐善通寺嚴藏僧正は皓月尼破門紛議に關しては。高貴寺大衆の議を非とし長福  
寺の方へ味方し。始終皓月尼の相談に與りたる人なれば。此度も相談の爲め義仙義  
憶の兩人を使者として遣したるものと見ゆ。されば此の書は文化元年九月上旬義  
仙義憶等讃岐下向中か或は上京後間もなき時のものなるべし。文中に寶靜様と  
あるは寶靜僧誥律師にて後に南都唐招提寺の長老となりたる人なり

一〇八開明門院上蔭御方に答ふる書

安永五年三月下旬  
尊者五十九歳

水薬師寺藏

御機嫌よくならせられの御事うけ給り。いか斗か悦上る事に御はし